

第五十八回 参議院地方行政委員会会議録第十三号

昭和四十三年四月二十五日(木曜日)

午前十一時二分開会

委員の異動

四月二十四日

辞任

補欠選任
八木 一郎君

岸田 幸雄君

柴田 栄君

田代富士男君

補欠選任

四月二十五日

辞任

辻 武寿君

出席者は左のとおり。
委員長 理事

土屋 義彦君

菅野 儀作君

森部 隆輔君

辻 武寿君

柴田 文治君

津島 譲君

船田 吉武君

鈴木 榮君

柴田 栄君

高橋文五郎君

林田悠紀夫君

八木 一郎君

松澤 兼人君

鈴木 武君

政府委員

自治政務次官

自治省財政局長

事務局側

員常任委員会専門

出席大臣

赤澤 正道君

國務大臣

細田 吉藏君

細郷 道一君

政府委員

自治政務次官

自治省財政局長

事務局側

員常任委員会専門

出席大臣

赤澤 正道君

國務大臣

細田 吉藏君

細郷 道一君

政府委員

自治政務次官

自治省財政局長

事務局側

員常任委員会専門

出席大臣

赤澤 正道君

國務大臣

細田 吉藏君

細郷 道一君

政府委員

自治政務次官

自治省財政局長

事務局側

員常任委員会専門

出席大臣

赤澤 正道君

國務大臣

細田 吉藏君

細郷 道一君

政府委員

自治政務次官

自治省財政局長

事務局側

員常任委員会専門

出席大臣

赤澤 正道君

國務大臣

細田 吉藏君

細郷 道一君

政府委員

自治政務次官

自治省財政局長

事務局側

員常任委員会専門

出席大臣

赤澤 正道君

國務大臣

細田 吉藏君

細郷 道一君

政府委員

自治政務次官

自治省財政局長

事務局側

員常任委員会専門

出席大臣

赤澤 正道君

國務大臣

細田 吉藏君

細郷 道一君

政府委員

自治政務次官

自治省財政局長

事務局側

員常任委員会専門

出席大臣

赤澤 正道君

國務大臣

細田 吉藏君

細郷 道一君

政府委員

自治政務次官

自治省財政局長

事務局側

員常任委員会専門

出席大臣

赤澤 正道君

國務大臣

細田 吉藏君

細郷 道一君

政府委員

自治政務次官

自治省財政局長

事務局側

員常任委員会専門

出席大臣

赤澤 正道君

國務大臣

細田 吉藏君

細郷 道一君

政府委員

自治政務次官

自治省財政局長

事務局側

員常任委員会専門

出席大臣

赤澤 正道君

國務大臣

細田 吉藏君

細郷 道一君

政府委員

自治政務次官

自治省財政局長

事務局側

員常任委員会専門

出席大臣

赤澤 正道君

國務大臣

細田 吉藏君

細郷 道一君

政府委員

自治政務次官

自治省財政局長

事務局側

員常任委員会専門

出席大臣

赤澤 正道君

國務大臣

細田 吉藏君

細郷 道一君

政府委員

自治政務次官

自治省財政局長

事務局側

員常任委員会専門

出席大臣

赤澤 正道君

國務大臣

細田 吉藏君

細郷 道一君

政府委員

自治政務次官

自治省財政局長

事務局側

員常任委員会専門

出席大臣

赤澤 正道君

國務大臣

細田 吉藏君

細郷 道一君

政府委員

自治政務次官

自治省財政局長

事務局側

員常任委員会専門

出席大臣

赤澤 正道君

國務大臣

細田 吉藏君

細郷 道一君

政府委員

自治政務次官

自治省財政局長

事務局側

員常任委員会専門

出席大臣

赤澤 正道君

國務大臣

細田 吉藏君

細郷 道一君

政府委員

自治政務次官

自治省財政局長

事務局側

員常任委員会専門

出席大臣

赤澤 正道君

國務大臣

細田 吉藏君

細郷 道一君

政府委員

自治政務次官

自治省財政局長

事務局側

員常任委員会専門

出席大臣

赤澤 正道君

國務大臣

細田 吉藏君

細郷 道一君

政府委員

自治政務次官

自治省財政局長

事務局側

員常任委員会専門

出席大臣

赤澤 正道君

國務大臣

細田 吉藏君

細郷 道一君

政府委員

自治政務次官

自治省財政局長

事務局側

員常任委員会専門

出席大臣

赤澤 正道君

國務大臣

細田 吉藏君

細郷 道一君

政府委員

自治政務次官

自治省財政局長

事務局側

員常任委員会専門

出席大臣

赤澤 正道君

國務大臣

細田 吉藏君

細郷 道一君

政府委員

自治政務次官

自治省財政局長

事務局側

員常任委員会専門

出席大臣

赤澤 正道君

國務大臣

細田 吉藏君

細郷 道一君

政府委員

自治政務次官

自治省財政局長

事務局側

員常任委員会専門

出席大臣

赤澤 正道君

國務大臣

細田 吉藏君

細郷 道一君

政府委員

自治政務次官

自治省財政局長

事務局側

員常任委員会専門

出席大臣

赤澤 正道君

國務大臣

細田 吉藏君

細郷 道一君

政府委員

自治政務次官

自治省財政局長

事務局側

員常任委員会専門

出席大臣

赤澤 正道君

國務大臣

細田 吉藏君

細郷 道一君

政府委員

自治政務次官

自治省財政局長

事務局側

員常任委員会専門

出席大臣

赤澤 正道君

國務大臣

細田 吉藏君

細郷 道一君

政府委員

自治政務次官

自治省財政局長

事務局側

員常任委員会専門

出席大臣

赤澤 正道君

國務大臣

細田 吉藏君

細郷 道一君

政府委員

自治政務次官

自治省財政局長

事務

り上げ償還いたしました。それを財源として新しい行政需要を満たすということをいたしました。なお、そのほかに、前大蔵大臣のときに、やはり地方財政が、国の財政も非常に窮境に立ちましたときに、例の一千二百億円の特別事業債を発行した、これが速記録に、地方財政には御迷惑はかけませんという速記録があるわけございまして、これが最終どういう形でケリがつくかということにつきましては、やはりそういう速記録だけをたよるというわけにはまいりませんので、これもちゃんと法律あるいは政令に書いてきちっとしておけば、将来この問題を再び取り上げて議論をする日はないわけでござりまするので、これにつきましても、いろいろ考えまして、御案内のとおりな措置をとつて総額をきめまして、それを法律に入れ、そうして年次的に元利を償還する、交付税に加えて中でこれを返していくということにいたわけでございます。

それから、いま一つは、これまた長年懸案でありました超過負担、超過負担を解消する、つまり、国と地方との財政秩序といふものをこの際きちんと確立する、地方団体には迷惑をかけないということで、これは関係各省いろいろ今まで進めておりまして、昭和四十一年度、四十二年度もしかるべき措置はいたしましたけれども、その実態を、六種類だけ金額の多いものを選び出しまして、去年、四十二年精査いたしましたころ、大体結果がわかりましたので、これは向こう三カ年にわたって解消すること、それで、なおあと残つておりまするものも、われわれの胸算用では一千億円もあるんじゃないかと考えられますのも、これもこの際明確に約束を取りつけでおこうといったようなことを内容といたしました、全部をはっきり、法律にするものはいたしました。それからメモにありますものは、ただいまの超過負担も今後三年間ににおいて解消をはかるということ、大蔵大臣との間にははつきりした確約をいたしました。まあ、同じ政府の中でもさいまするか

り上げ償還いたしました。それを財源として新しい行政需要を満たすということをいたしました。実際に、これはこの影響を地方財政が受けましたときには、例の一千二百億円の特別事業債を発行した、これが速記録に、地方財政には御迷惑はかけませんといふ速記録があるわけございまして、これが最終どういう形でケリがつくかということにつきましては、やはりそういう速記録だけをたよるというわけにはまいりませんので、これもちゃんと法律あるいは政令に書いてきちっとしておけば、将来この問題を再び取り上げて議論をする日はないわけでござりますので、これにつきましては、いろいろ考えまして、御案内のとおりな措置をとつて総額をきめまして、それを法律に入れ、そうして年次的に元利を償還する、交付税に加えて中でこれを返していくということにいたわけでございます。

○鈴木壽君 そうしますと、今回の覚え書きで、獎來にわたつての約束や何かもはっきりさせておられるようですが、一体、その覚え書きほどの程度の——約束とかなんとかということでありますけれども、拘束力といいますか、どの程度これはあるものかですね。何か私の中で一つ心配なのは、内容的にもいろいろ問題があると思いませんが、覚え書きとして心配なのは、昭和四十年度の際の先ほどお話をございました出世払いというくらいの書きまして、このところのところのときも、当時の大蔵大臣、いまの自民党の幹事長の福田さんですね、それから自治大臣の永山さんとの間に覚え書きが取りかわされておる。これは両大臣のそれこそ将来にわたつてのかたい約束、それをはっきりさせるということでおいましょうが、ところが、こういう覚え書きがございましょうが、あなたと大蔵大臣の覚え書きによつて、もうなきものと了解するというようなことになつてくるんですね。さきの四十年のときに取りかわされたこの覚え書きの内容も、少しあはつきりしない内容でありますけれども、ともかく二人の大蔵大臣が、責任のある両大臣が取りかわしたその覚え書きがあつたことになると、また代がかわると認めないとか、ないものとするとかというようなことがあります。というようなことから、あなたの今回とらされました大蔵大臣との間の覚え書き、これもまたがこういう覚え書きになつたわけでございます。

○鈴木壽君 いや、大臣ね、私心配だというのは、さつきも申しましたように、大蔵、自治両大臣の覚え書き、これが二年か三年たつたあとで、あれはなかつたものだとかというようなことが、大臣がかわつたり何かした場合にもう出てきているのですから、それで一体、覚え書きというものは、どちら邊どいうものでしよう。そこら辺どいうものでしょ。国会中も起つてきました。その答弁に全く応接のいともないくらいだったわけでございます。俗に言つて貸し借りではないときめつけられれば、それは考え方次第ですけれども、もともとは、その

ら、文書にして取りかわすなどということはおかしなことでござりまするけれども、しかし、従前、こういう議論が紛糾した例もございますので、明確にしておくという意味でこういう文書の交換をいたしました。大体、そういうことが内容になつております。

○鈴木壽君 そうしますと、今回の覚え書きで、獎來にわたつての約束や何かもはっきりさせておられるようですが、一体、その覚え書きほどの程度の——約束とかなんとかということでありますけれども、拘束力といいますか、どの程度これはあるものかですね。何か私の中で一つ心配なのは、内容的にもいろいろ問題があると思いませんが、覚え書きとして心配なのは、昭和四十年度の際の先ほどお話をございました出世払いというくらいの書きまして、このところのところのときも、当時の大蔵大臣、いまの自民党の幹事長の福田さんですね、それから自治大臣の永山さんとの間に覚え書きが取りかわされておる。これは両大臣のそれこそ将来にわたつてのかたい約束、それをはっきりさせるということでおいましょうが、あなたと大蔵大臣の覚え書きによつて、もうなきものと了解するというようなことになつてくるんですね。さきの四十年のときに取りかわされたこの覚え書きの内容も、少しあはつきりしない内容でありますけれども、ともかく二人の大蔵大臣が、責任のある両大臣が取りかわしたその覚え書きがあつたことになると、また代がかわると認めないとか、ないものとするとかというようなことがあります。というようなことから、あなたの今回とらされました大蔵大臣との間の覚え書き、これもまたがこういう覚え書きになつたわけでございます。

○鈴木壽君 いや、大臣ね、私心配だというのは、さつきも申しましたように、大蔵、自治両大臣の覚え書き、これが二年か三年たつたあとで、あれはなかつたものだとかというようなことが、大臣がかわつたり何かした場合にもう出てきているのですから、それで一体、覚え書きというものは、どちら邊どいうものでしよう。そこら辺どいうものでしょ。国会中も起つてきました。その答弁に全く応接のいともないくらいだったわけでございます。俗に言つて貸し借りではないときめつけられれば、それは考え方次第ですけれども、もともとは、その

のをまたしてもやつたんですが、あとでもうこの覚え書きというのとは、こんなものは私は知らぬぞいたしませんでしたけれども、四百五十億円を減額した、しかし、その裏には百五十億円ずつ返してもらおうじゃないか、これも貸し借りだと言えばそうじゃないかとおっしゃるのだけれども、私たち考え方が根っこから違つております。だから協力することはするけれども、やはりこいつをわめて特殊な措置をいたしますのは今年限りということであって、しかし、単に協力しつばなしではありませんから、次年度以降にこれは繰り延べるのだという考え方であります。ただし、貸したということではないわけであります。ただ、こういった点についていろいろな議論が出てくるのは、大蔵省側から出でると私も考えておるわけなんです。こういう際に、思想統一を大蔵省内でもしておいてもらいませんと、予算期になると、あのときはこういうことだつたじゃないかと思させがましく言われることは、はなはだ迷惑いたしますし、ですから、法律できつときめらるべく、この際法化してしまつ。ただ、超過負担について向こう三カ年間に解消するなどといふことは、法律にはなつておりませんけれども、こういったことについてもやっぱり思想統一をしておくことが一番望ましいと考えますので、それがこういう覚え書きになつたわけでございます。

○鈴木壽君 いや、大臣ね、私心配だというのは、さつきも申しましたように、大蔵、自治両大臣の覚え書き、これが二年か三年たつたあとで、あれはなかつたものだとかというようなことが、大臣がかわつたり何かした場合にもう出てきているのですから、それで一体、覚え書きといふものは、どちら邊どいうものでしよう。そこら辺どいうものでしょ。同じ政府の中で二人の大蔵大臣の間にやられた形はいろいろあるでしょうが、いずれも覚え書きという形でやつた。それがあとにそんなものはもうなくしてしまつということを簡単にやられると見ると、はて、こういう覚え書きというも

ちやなんだが、大蔵と自治両大臣の間にしばしば覚え書きというようなものがかわされなければならぬ、こういうことは私は少しおかしいのじやないかと思うのですね。地方財政あるいは國の財政、こういうことについてもつとはつきりした見通しを持ってやつていけば——変な貸したとか借りたとか、協力したとかしないとか、こういうことは、しかも、いま言ったように、覚え書きまでとらなければならぬということは、これはおかしなことだと思う。みんな、ある点において煮詰めた話といふものがひっくり返されたらどうか、今度これがうまく利用されたらどうかというような心配があるものだから、ます、こういうよくな書きをせざるを得ないのだろうと思うのですが、何かそこらあたりに政府部内で基本的にはつきりしたものを持たないところに、こういう問題が起つてくるのじやないだらうかと思うのですが、そういう点、率直に言って、いかにもふらふらしたかまえだと、こういふうに私は思はざるを得ないわけですが、しかし、その点は私の意見が、そのままお聞きいたいと思います。

特に、あなたは、國の財政が苦しいときであるから、地方財政のほうでいわば國に協力をする、こういうことで四百五十億円を出した、しかし、それはただ出したのではなくてあとで、こういうことありますけれども、いづれ協力をするといふことなんですが、これはまあ無理無理協力をさせられたかつこうですね。協力という名で四百五十億円というものは取られたかつこうですね、率直に言つて。そこで、私は、地方財政というものを一体どう考へていいのか、この場合で言えば、大蔵大臣なり政府、あなたを除いた政府が、変な話だけれども、どう考へているかということについて、私はどうも不審なんですがね。四百五十億円でも五百億円でもよこせというと出せるというような、そういう地方財政の状態にあるといふ見方、これじやないかと思うのですね。もつと端的に言うと、國は苦しい、ところが地方財政はいいじやないか、余裕があるじやないか、こういうの

で、今回のいわゆる協力をして、四百五十億円を交付税の総額から減額をしたということになると

思つのですが、あなたはこの話をしている間に、覚え書きに至るまでのこういうのについて、いま

私が言つたような考え方方が大蔵省あたりにあるのだということをお認めになりませんでしたか。そ

の点いかがですか。

○國務大臣赤澤正道君 鈴木先生はもう百も千も御承知の上で御発言じゃないかと思つたのですが、私、自治大臣であると同時に國務大臣であるわけでございまして、今回の國の経済が直面しております危機というものは、私はもう世界じゅうそうだと思いますが、非常に深刻であるという見方をしておりまして、予算委員会では、る大蔵大臣も説明しておつたようでございますけれども、

まあ去年の秋、ボンドの切り下げがありまして、

対内一千八円でありましたものが六百八十四円ま

で下がつてしまつたということ、しかも、それ

はイギリスも思い切つた抑制型の予算を組んで國

民に耐乏生活を願うんだと言つておりますのに

もかかわらず、國民にまだ十分その趣旨が徹底し

ておりませんのか、予想した結果が出ませんでした

とあざらに再切り下げをしなければならぬ情

勢に追いつまれておる。アメリカもやはりそのあ

おりを食いまして、引き続いて三回にもわたつて

公定歩合の金利の引き上げをやる、こういう始末

でございまして、ドル防衛に狂奔したので、SD

Rの制度もまだ各國で検討しておりますけれど

も、フランスはこれに思はしく乗つてこないし、

これに踏み切つたものの、これが実行に移される

のはおそらく来年の夏以降じやないかと思う。

この危機をどうして切り抜けるかという——やはり

地方財政は地方財政だから関係はないんだとい

う純然たる割り切り方は私は危険だと思う。しかしな

がら、やはり私は、國の全体の財政と地方財政と

いうものは直接の関係はないといふことを言い続

けてきておるわけございまして、國のフィンанс

ルボリシーの影響なんぞは何も地方財政は負う必

要はない、しかし、とは言ひながら、やはり内需

の抑制だとか、そのために超均衡予算を組むとかいう國の姿勢というものは、やはりそれを受けて地方財政のほうでも配慮していくことが、国民全体の、ということは、地域住民全体の将来の生活を守るということにもつながりますので、それが言つたような考え方方が大蔵省あたりにあるのだということをお認めになりませんでしたか。そ

の点いかがですか。

○國務大臣赤澤正道君 まあ予算編成の過程におきまして大蔵省からいられたとか、貸したも

のを返せとか言われたとか、いろいろな情報が伝わっておりますけれども、私どもはまあ自發的

とまでは申しませんけれども、やはり國のそういう直面しております当面の危機を乗り切る、こう

いう非常事態でございまますので、やはり地方財

政といたしましても何がしかの協力の姿勢を示し

た、こういうことでございます。

○鈴木壽君 私の、國の財政と地方財政が無関係

であるとか、かりに國がフィンансルボリシーとい

うような場合に、地方財政も、全然知らぬぞ、お

れはおれだ、こういうことでいいとは考えておりません。これはいろいろな面で関係がござります

し、國でできる、かりに景気調整のためのいろいろな財政的な措置というものをそのままには地方

団体には受け入れられないにしても、地方団体としても、これは國全体の経済なり國民生活とい

うものを考へていった場合には、何かのやはり割置

をとるべきだと思うし、そういう意味で私は、無

いふことを一応不可能だと思ったのか、何かの形で

金を出せというふこと、いま一つは、交付税その

ものが多いのだという考え方ですね。大蔵省にしてみればそういうことを言つておる。しかし、そういうことを一応不可能だと思ったのか、何かの形で

会があれば大蔵省から聞いてもらいたいと思って

いるのですが、大臣から、何かそういう考え方でやつておるのじやないだらうかと、私はこう見て

おつたのです。そしたらいまの——繰り返して

申し上げますように、いや、こちらのほうで積極的に——積極的ということばは使いませんが、国的に——そういう財政の現況からこちらのほうで協力をしたのだ、こういうことなんぞございますからね。そこら辺、ちょっと私わかりませんが、はつきりとあなたのほうで大蔵省から何とかかんとか言われなくても、こちらのほうで協力をしたのだ、こういうことですか。

（国税庁）お邊正道君、大した申し上げて恐縮ですが、けれども、決して大蔵省から強制されたわけでもありませんが、同じ内閣にありましてこの財政を論議するわけでございますので、われわれといたしましては、まあ四十三年度に限つてのきわめて異例な特例な措置であるといふ判断のもとに、國の財政に協力をした、こういうことでござります。

うですが、あとで三年にわたって百五十億円ずつ
交付税に加えてやることでござりますから、
まあ、いわば貸したということをございま
しょうが、一方、災害復旧のためのいわゆる災害
債ですね、これの繰り上げ償還をしようというの
で、これは別にまたその資金は二百五十億円借り
ておるという、こういうことね、この二つを考え
てみますと、四百五十億を貸す、そうしてまた、
繰り上げ償還のためとは言いながら二百五十億円
を資金運用部資金から借りてくる、これも来年度
から、四十四年度から三年で返していくというこ
とですね。一体、なぜそんな、いわば貸したり借
りたりというような、こういうことが行なわれる
のかですね。名前はいろいろあるでしょう。協力
したとかあるいは何とかと言つて、いろいろな名
前はあるのでしょうかけれども、事實上は四百五十億
円を貸しておるところが、逆にまた、こういう
ことのために必要だというので二百五十億円の再
借り入れをする。どうもこちら辺りじつまが合わ
ないんじゃないですかね。そちら辺どうです。

に考えておるわけございまして、政府資金による古い災害債、これも御案内のとおりに、各団体非常に不均衡な姿で残つておるわけですが、これを一応整理をして、そして新しい行政需要に振り向けるということは、私はいつかはやらなきやならぬという觀点に立つて、つまり、これは地方財政の内容を多少でも健全化していくという方向で考えておったわけございます。たまたま、こういう四百五十億円を減額するなどという措置をいたすことになりましたので、あわせて地方財政の健全化のために、一番古いこの災害債を繰り上げ償還してもらつて、それをまた生かして使うということを考えたわけでございまして、これは四百五十億円減額したからしかたがなしにというだけでなく、これはこれでまた別の意味があるということでお考えを願いたいと思います。

○鈴木壽君　いや、それは切り離して考える、あるいはまた、一緒にして考える——大臣は切り離して考へておられるんだと、こういうことでしよう。

しかし、全体の交付税としてのあれの中で切り離せつたって切り離せない問題なんですね。現にそういうことのために必要だと、しかも、これはあとでもう少し具体的にお聞きしたいと思っておつたんですが、災害復旧事業費のためのその起債のやつは、これは元利償還をやっていますよ、交付税で。一〇〇%じきございませんけれども、たしか一〇〇%に近いだけの一一千円について九百五十円ですか、たしか元利償還をやっているはずなんですね。それが繰り上げ償還をする必要性があると言えども、私も長期にわたつての地方財政のそういう立場から繰り上げ償還をすることがいいんだということは言えると思うんですよ。そのやることはかまいません、それは賛成しましょ。しかし、やるためにその金をできればこれ操作できる——やるべきだと思うんです。ところが、たまたま、やりたくとも四百五十億円も取ら

付税のワクの中では、したがって、借り入れをせざるを得ない。もし四百五十億円という金のそれがなかつたら、ことしはやる気になればこれはやれたんだ。だから、あなた方別に考えるとしても、それはあなたのおっしゃるよう、協力しなければならぬということはあるかもしれません。が、しかし、それは一方において、今度自分たちの中で処理すべき災害債の繰り上げ償還というその金がなくなつたというかこうですわね。そちら辺が少しおかしいのじやないかと思う。端的に言うならば、四百五十億円でなしに、四百五十億円からいま借り入れた二百五十億円というものの差し引きをして、二百億円たつたらそれこそほんとうに協力できたのではないかと思うのですが、そこら辺、私はどうしても納得いかないが、それはそれ、これはこれ、別だと、こういうふうに言つてこれはいいものですかね、どうです。

とで、四百五十億という問題があるうがなかなかうが、これはいつかやらなければならぬというふうに考えておったことでござりますので、そういう意味で、ひとつ別々に考えていただきたいと、こういうことを申し上げておるわけであります。

○鈴木選君 あれね、大臣、これはお互いにわかったようなわからないような話で、これは私はほんとうにまじめに考へておるつもりですけれども、笑いごとではないのですけれども、それは繰り上げ償還を私けしからぬとかなんとか言っているのではないのですよ、何べんも言うようですね。しかし、繰り上げ償還するためには借金をしてきて、それでいいということではおかしいのじゃないかと。私はそういうことがあってもいいが、今回は別に金をおまえのほう困っているからおれのほうで少し協力しますよと言つて金を出している。そういう中でですよ、よそから今度また新たに借りてきて、これは繰り上げ償還のためになんにたいしたことではないけれどもやつたほうがいいと思うからやつたと、こういうのではおかしいのじゃないですか。ところが、自分で、自前で、ほんとうに自前でですよ、交付税のワクの中で操作をして二百五十億繰り上げ償還やつたというのなら、私はそれはそれなりにけつこうだら、多少年度的に、これから何年か、これはかなり長く続くのがありますね、三十七年までの借り入れですから、これから三十七年から十五年なり十八年あるでしょうから、これはかなり続くものがあるわけです。そういうものを早くやつてしまつということについては、私は何とかなんとか言つつもりはありませんが、とにかく借金でや

るということ、どうしてもそれをいまの交付税のワクの中なり地方財政のワクの中でもまかない切れがないというときだったら、そういう手もあるかも知れない。これはよく言う借りかえ債みたいたなかつこうであると思うのですね。しかし、一方では、まあ余裕はない、あるというわけではないでしょ。余裕があるという考え方ではないでしょが、ともかく協力できる四百五十億円というふうのを出している。そこが私はおかしいぢやないかというのです。

へん縮ですが、その四百五十億円と、二百五十億円繰り上げ償還したということと、またすぐ百五十億円を新しい行政需要に振り向けるということは、全然別々でございまして、私たちの、発想ということばを使ってはおかしいかもしませんけれども、根っここの考え方がそれ違うもののが、期せずして金額が同じであつたというふうにお考えおき願いたいと思います。

計画がいままでしているんでしょう。年々やつてきているのです。それを四十三年度、四十四年度、考えてごらんなさい、ごくわずかの金で済むのです。その金で、何といいますか、地方行政の水準を引き上げるとか、行政をもつと効果的にやるとか言つたつて、これは知れたものです。将来にわたつて考えた場合にね、これから十年も何年もやつて、少しであつてもこういうかつこうでやつていくということは、地方財政全体から言って、長期的に見た場合にまづいということは言えるけれども、それをいまやつたからと言って、いままでわかに年度年度、それではたいしたプラスにもなっていませんよ。そうでしょう。二百五十億円のやつの、大臣、あんた、こまかいところまで見て、いるかどうかわかりませんけれども、その償

還の年次表出してごらんなさい。四十三年度でどのくらいだか、四十一年度從来どおりのやつでやつてござんなさい。それを交付税でどういうふうに措置されているか、見なさいよ。たいしたことはない。それをもって地方の行政水準が、いま繰り上げ償還すれば上がるとか下がるとかいう問題じやない。しかし、さっきも言つたように、私は、長期的な地方財政の立場からして、繰り上げ償還ということも必要だと。だから、何べんも言つよう、それを私は否定しているのじやない。しかし、その場合に、一方に四百五十億円の金を出しておいて、それをやるから二百五十億円借りてくると、いかにも私は筋の通らない話だと思うのですがね。そうして今度はあれでしよう、二十四年度、四十五年度、四十六年度、八十五億、八十五億、八十億と返していくなければならないでしよう。何もあんたが言うような、全然別で、これはこれ、これはこれ、こっちのほうはこういう効果があるのだという、そういうふうにね、あまり合理化しないほうがいいですよ、これは。どの程度のものか、ひとつこれはいいますぐできないかもしませんが、三百五十億円の災害債の償還の各団体にわたつての詳細なやつ、出してもらいましょうか、そんなことおっしゃるなら。

○國務大臣(赤澤正道君) 資料は提出いたさせますが、この古い災害債を繰り上げ償還する意味につきまして、先ほどもちょっと申しました、まあ地方財政全体を健全化するということもでなければ、やはり非常に団体ごとに不均衡でございまして、たとえば不交付団体だけ申し上げまして、総額約二十九億円、その中で愛知県が十六億円も使つておる、こういう状態。これはもう交付不交付団体を通じて同じような現象を呈しておるわけでございます。ですから、これを一応でざるものなら一部でも整理しておいて、そうして新しい行政需要に振り向けていくということ、私は決して間違つておるとは考えませんので、整理は整理。また、四十三年度の地方財政の状況を見

二百五十億くらいのものは、さらに借りて新しい仕事をしたい、こういう考え方方に立つておるわけでござります。

○鈴木審君 大臣、何べんも言うように、私は何も繰り上げ償還そのものがけしからぬとかなんとか、そんなことを言つてゐるのぢやないですか。しかし、繰り上げ償還をするためによそから借りてくるということも、これはあり得ると思うのです。それも、私はそういう場合も否定しません。そういう必要性がある場合があると思います。それで若干プラスになる点があると思ひますから。特に今回のやつは利子をつけないそうですから、返すのに若干条件もいいし。そういうことがあって、それはそれで頭からけしからぬことをやつたということじやないです。ところが、一方に協力とかなんとかと言つて出していってやるといふところに、どうも変なやり方ぢやないかといふことなんです。じゃ國のほうで五百億出せとか四百五十億出せと言つた場合に、おれのほうは二百五十九億円、こういうようなことをぜひやらなければならぬし、二百億しかできないと。あと足りないところは政府自体で、それこそ資金運用部資金でも流用したらいいぢやないか。何かそちら辺、もやもやしている。だから、私思うのは、四百五十億というのは、これはまるまる、あなたの協力といふことばじやなしに、無理無理取られてしまつたといふことじやないかといふうのであります。私あなたに同情して実は言つてゐるのだ。そしてこの最後の同情のところは取り消しますが。どうもわからぬよ、かえつて複雑にしてやつてある。

○國務大臣(赤澤正道君) 鈴木先生は自分の考え方方にたいへん固執していらっしゃる。私は自分で、私の考え方を固執しておるわけでございます。たまたま、不交付団体分のことは、金額も少ないし、わかりやすいと思って申し上げたわけでございますが、何も不交付団体分二十九億円をまるまる償還させることでなくて、約その半分ぐらいいふを返さることになる。二十九億円の半分は愛知県がもうすでに半分以上占めておるということを

ちよつと申し上げた。今度は繰り上げ償還すればそれだけ払わなくてもいい、利子も払わなくていいわけでござりますし、これが今度新しい行政需要に振り向けるために借り入れる分は利子なし、国が利子を持つてくれる、こういうことになっておりますから、その分を計算してみると、ずいぶん得となるという腹づもりもあるわけでございます。いろいろなことを部内で計算いたしましてやつたわけですので、われわれがやつた措置というのも、ぜひそういう考え方もあるかということで御了承いただきたいと思うわけでござります。

金を別に出してやる、國のほうへね。こういう操作の中で行なうことはおかしいじゃないかということなんです。端的に言えよ。まあ、しかし、それはおまえの考えはおまえの考え方だ、おれの考えはおれの考え方だ、おれの考え方をおまえひとつたて承認せよということになれば、それはそれで言いませんけれども、私の言うことはそういうことなんで、そういう変な貸したとか借りたというようなことがこのたびの四十三年度の地方財政対策の中で行われたということは、私はどうもすつきりしないものがあるという、こういうことを言つておられたのです。

○鈴木壽君 いまのような経済の状況であれば、これはつけたりですから、まあいいわけですが、急いで繰り上げ償還なんてやらないとも、いつまでもおつて、また諸利息もつくけれども、やつたほうが地方財政にとっては、有利とは言えないけれども、そんなに不利になるのじゃないのじゃないか。昔借りた一億円が、十五年後二十年後返すときにはもう、ということもあるのですよ。こればかり、考え方にはいろいろありますか、いずれにしても、私は、とにかく、これ以上の問題については、いつまでたってもこれは平行線みたいなかつこうですからやめますけれども、もう一度念のために言っておきます。繰り上げ償還の措置が私ほしくらぬとかなんとかいうことじやないしに、一方において、協力のためと言つて四百五十分億円も出すという中で、今度借金をして二百五十分億円の新たな借金を、短期に返し、利息もつかないかも知れないけれども、別にそういうかっこ

うで処理をするべきもの、じやなかつたのじやないか。この交付税のワク内なり、そういう中でやるならやつて、あと税の負担を軽くしてやるとか、さつき大臣の言つた事情も団体によつてはあるでしようから、そういうことをするという、こうすることにすべきじやなかつたかと思うのですけれどもね。それだけです。まあ、それについては一応やめておきます。

大臣にこの際、まあ、いまのこととはお願ひしておきますが、総理も大蔵大臣も、特に大蔵大臣ですが、地方財政は非常に好転をしておると、こう言つていますね。そういう見方のところから、さつきからいろいろお聞きをしておる交付税の引き下げの問題やら、あるいは出世払いの問題やら、さらにもまた、今回の四百五十億円を協力させた、大蔵省から言えば協力させしたことになるでしょうが、いずれ、そういうことが出てきておると思ふのですがね。何とかして交付税のワクを縮めたいと、こういうことがもうあるようでありますけれども、どうです大臣、そういうことについて、どういうふうにお考えになりますか。

○國務大臣(赤澤正道君) 好転説といふものがよくあります。ただ、最近は多少決算の状態もよくなつておることは数字が示しておりますが、それがほんとうの好転であるかどうかということに非常に疑問がありますし、私どもは決して好転したものではないと考えております。ことに二、三年前からの例のあの特例措置の関係もありますし、もともと、先ほど申しました現債額だって四兆円からのものをかかえてやつておるわけでありますから、多少行政指導によって決算面で一応わざと黒字を出したからと言って、内容が非常によくなつたということはどうい考えられない。もしそういうことで好転したというのなら、みなそれが赤字を出すことに、わざと出すわけじやないか。黒字を出したからと言って、内容が非常によくなつたということはどうい考えられない。もしこなるかしれません。私は、多少數字的に決算面がよくなつたということは決して好転を意味する

○鈴木壽君 大臣ひとついまのようにお考えでしたら、私を望を申し上げたいことがある。大蔵省なり総理は、財政が好転したということを言っておるし、ほんとうに好転したのかしないのか、大臣がおっしゃったように、好転じゃないのだと、決算の帳じりだけ見て好転とかなんとかいうことは誤りだということを、ひとつ十分話し合つて納得させていただけませんか。たとえば、ことしの三月十三日の参議院の本会議でわが党の林さんが質問された中で、それに対する答弁ですが、大蔵大臣は、「国の財政に比べて非常に好転しているということは確かだ」と。「四十一年度地方においては、累積で七百五十億円の黒字と、千二百億円以上の積み立て金を残すというようなことがありました。また、地方財政全体で、黒字の財政の団体が九〇%をこすというようなことで、これも過去最高の水準となっております。」そして四十二年度も順調にやっているからということで、非常に地方財政は健全化されてきていると思ひます。」と、こうはつきり言つておる。総理も、その前に林さんが好転はしないぞと、こう質問の中で述べたことに対して、「地方財政が好転しておらない、こういう御指摘でございますが、この点では、私どもとやや見方を異にしておりまます。」と、大蔵大臣の言を裏書きするようなことを総理も言つておりますが、問題は、ここに毎年繰り返される地方財政対策、地方財政に対する措置、こういう、それをむずかしくしているのが、一方には地方財政好転説を唱え、非常に地方財政は健全化されておるという大蔵省。あなた方は、いやそうじゃないのだ、こう言つていているところに、毎年のごたごた、そして最後には覚え書きとかなんとかいうことをせざるを得なくなつておる。こういう基本的な問題があると思うのです。同じ政府部内で、一方は、担当の自治省は、いや持つておらぬつもりでございます。

そうじゃないのだ、若干の黒字が決算の面で印だにしても、それはほんとうの黒字じやないのか、こういうことを言つておられるけれども、国全体のさいふの預かり主である大蔵大臣のほうから言えば、いやおまえのほうは非常にいいのじやないか、こういうことは、これはおかしい話だ。好転しているという、それも決算の数字や、そういうものから来ているのです。好転しておらぬといふもの、決算等にあらわれたこういう数字からあなたの方言つてある。この数字の見方について反対、兩極端のようなこういう見方をするといふ、これはどうもおかしいと思うのですが、どうです。この点について十分その決算の数字をもとにして話し合われたらどうです。

○國務大臣(赤澤正道君) 前々大臣も、そのころの大臣も、ここで、にやにやして聞いておられますが、これども、これは好転好転と言つたって、とにかく、しるうとが考へてもわかるつくり上げた單年度の黒字であることは、先ほどから御説明申しあげております。これはしるうとわかりで申すと失礼かもしれませんけれども、結局、四十年度は、例の四百八十二億円は、当然三税の動きで減額さるべきものを交付税を減額しなかつたということ、また、減収補てんの地方債を別に三百八十五億円計上した。また、地方交付税会計で借り入れを三百億円行なつたということなどを加えますと、黒字になつたにすぎない。これは四十一年度です。四十二年度の場合は、いまの千二百億円のあの特別事業債、臨時地方特例交付金の四百十億などが、結局、決算してみると帳りじがわざかばかり黒になつたというだけのことであつて、これをもつて地方財政が非常に内容がよくなつて黒字だと考える人はよほどどうかしておる。幾らこそばを尽くしてみても、中には理解のできぬきわめて単純動物もおると見えまして、なかなかのみ込んでもらえないわけであります。やはり地方の税収を見ましたって、一般財源、ほとんど大部分とまでは申しませんけれども、非常に大きな額が義務的経費に使われておりますし、国庫支出金、

地方債に依存する度合いはますます強くなつてき
ておる。まあ地方の行政水準がまだまだおくれて
おる。いまの単独事業たつて、平均とつてみまし
ても、たつた全体の額の一〇%足らず、前後ぐら
いのことであつておる。こういう地方の財政を見
まして、これは非常に好転しているという声が一
体どこを押せば出てくるのか。ただ決算の黒字と
いうものはつくられた黒字と申しても過言ではな
い。このことは、そのころの大臣がここにいらつ
しゃるので、御答弁に立つたらいよいよはつきり
すると思うのですけれども、私どもはそういうふ
うなことはございません。

なつたら必ずまた出てきますわ。四十四年度の予算編成期になると、また交付税がどうだの、いかで悪いとか、地方財政がいいとか悪いとか、必ず論が出てくる。そういうことから今度いろいろなからくりをやって、私に言わせればからくりだ。いろいろな貸したとか借りたとか、からくりをやって、交付税本来のそのものまでも変なつこうにしてしまった。そういうことを御努力なさないませんかということです、私がお聞きしているのは。

○國務大臣(赤澤正道君) そういう発言をされる方も、腹の中じやちゃんと知つておると思います。まあ、しかし、よほど苦しいと見えて、苦しまぎれにかつてなことを言っておるとしか私は受け取れないのですが、されども、事実はそうでございますので、このことはよく関係各省廳にも徹底して、御理解を願わなければならぬと私は考えております。

○鈴木舞君 大蔵省は最近いろいろ地方団体の財政関係まで何だかんだ口を出して、やはり起債がどうだ、借り入れがどうだといふこまかいことでやっていますがね。ひとつこの際、大蔵省と正式にこういう問題について検討の場を持つて、少なくとも食い違つたような地方財政に対する見方、こういうものをやっぱりなくする必要があるのじやないかと思うのですが、何かの機会にお話しさするということになしに、そういうようなことをでもひとつやつたらどうですか、必要ございませんか。

○國務大臣(赤澤正道君) 地方行政の委員会で質疑応答を繰り返しますと、いかにも皆さんは地方財政をよく御理解いただいておる、いろいろな小言を食つても、あたたかい気持ちが背後に感じられるわけでたいへんありがたい。これがひとつほかの委員会にいきますと、また、ちょっと雲行きも違ってくるわけでございまして、この間も大蔵省の担当主計官と財政局長との間にあわや一発という場面もできかかったんですが、まあまあということになつたわけでございますが、それはいま御指摘

のようだに、やはり何と申しましても、大蔵当局などよく理解してもらわなきやうが悪いわけございませんるので、将来こういった点を相互によく立場をのみ込むという必要があると思いまするので、御指摘のような機会をつくつて、今後とも緊密な連携をして、そして誤解を起さないようなことはしていかなきやならぬと考えます。

○鈴木壽君 さっきの冒頭お尋ねした覚え書きの問題ですがね。四百五十億円の問題は今度の交付税法の改正の中に、いわゆる法律事項としてやつておりますし、地方債の繰り上げ償還のために借りた二百五十億円、こういうのについても心配ないようになります。それから特別な事業債の元利補給の問題につきましても、制度的に一つのものがつくられておりますから、内容については私なり文句がありますけれども、まあ、ともかく自治大臣もちょっと触れおりました大蔵大臣の福田さんと自治大臣永山さんとの覚え書きは、これはないものと、ほつきりケリがついた、こういうことでござりますね。

それからもう一つは、超過負担の解消について、これはあとで具体的にお聞きしたいと思っておりますが、大臣のおる間にちょっととお聞きしたいのは、これは別段法律的にどうというようなことをいまなされておりませんし、また、今回超過負担の解消ということで行なわれておりますのは、地方団体で数々ある超過負担の中の一端の問題のよう思ふんですが、将来一体どうしていくかと、いうようなことについて、もつと突っ込んだ、ここに書かれなかつたけれども、何か話でもあるんですか、どうです。

○國務大臣(赤澤正道君) 多年の懸案でござりますけれども、昭和四十一年、二年と何とか整理しておきましたけれども、昭和四十二年に精査いたしました結果、大体どういうところに間違いがひそんでおるかということはっきりいたしました。その精査いたしましたのは、一番金額の大きいもの六種類についてでございましたが、これは分析してみますと、数量差、単価差あるいは対象差などのように、やはり何と申しましても、大蔵当局などよく理解してもらわなきやうが悪いわけございませんので、将来こういった点を相互によく立場をのみ込むという必要があると思いまするので、御指摘のような機会をつくつて、今後とも緊密な連携をして、そして誤解を起さないようなことはしていかなきやならぬと考えます。

どがありまして、そういうことではつきりいたしましたことは、一部國が負担すべきものもあるし、地方團体が持たなきやならぬものもある。たまたま計算してみますと、大體それが半々ぐらいだったということに落ちついたわけですが、その他のまだ解消を要するものがさうとわれわれの勘定では一千億円くらいある。これをどう扱うかということですが、これはまた大藏大臣と確約いたしまして、その他残りのものにつきましては、昭和四十三年度に精査をするということをいたしました。あわせて昭和四十三年、今後三年間に問題になつておりますものを全部解消するという約束をいたしたわけでございます。

○鈴木壽君 今後精査すべきものもあるようでありますから、そういうものを含めて四十三年度から三年で解消するような措置を講ずると、こういうことでござりますか。現在大藏省両方で調査したのが幾つか、六項目があるのですから、それ以外でも、財政措置としては若干解消をしておるようありますが、残ったと言つちや悪いけれども、その六つの点についてやつたほかに、これら精査する必要のあるものがあるわけですね。それをおこし度四十三年度では、これはもちろんできませんが、四十四、四十五までの間に、四十三年を含めた三年間でやると、こういうことなんですか、今回調査の結果明らかになつたのも三年間でやるというのですか、そこら辺どうですか。

○國務大臣(赤澤正道君) ただいま約一千億円と申しましたのは、今度精査したものと除いてといふわけではありませんので、全体として大体一千億円くらいという荒っぽいつかみ方をしておるわけでござります。そういう関係一切がつさい含めまして、大体向こう二三年でこれを解消する、こういうことでござります。

○委員長(津島文治君) 午前中の審査はこの程度にいたし、午後二時まで休憩いたします。

午後零時二十七分休憩

午後二時十四分開会 ○委員長(津島文治君) 地方行政委員会を再開いたします。

委員の異動についてお知らせいたします。本日、辻武寿君が辞任され、田代富士男君が選任されました。

○委員長(津島文治君) 地方交付税法の一部を改正する法律案、昭和四十三年度地方財政計画に関する件を一括議題といたします。

御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○鈴木壽君 四十三年度の交付税総額の中から四百五十億円をいわば国のそれに貸してやるというかっこうでそれを控除しておりますが、この四百五十億円につきましては、四十四年度、四十五年度、四十六年度、この三カ年にわたって四百五十億円の三分の一ずつ、百五十億円ずつをそれぞれ当該年度における交付税の総額に加えて交付するというかっこうをとるわけですね、その点。

○政府委員(細郷道一君) そのとおりでござります。○鈴木壽君 それから別に交付税及び譲与税配付金特別会計で、資金運用部資金から借り入れる二百五十億円につきましては、四十四年度から三カ年にわたって返していく、したがって、四十四年度ではその三分の一に近い八十五億、それから四十五年度も八十五億、四十六年度には八十億、こういう形で返していくわけでございますね。

○政府委員(細郷道一君) そのとおりであります。○鈴木壽君 この場合に、国に貸したという形でその四百五十億円も、それから資金運用部から借りてくる二百五十億円も、いずれも利息について何ら考えておらない、利息のないままという形でございますか。

○政府委員(細郷道一君) 四百五十億円につきましては、繰り延べといふ考え方で利息の問題はございません。二百五十億円の借り入れについては、

特別会計で利息を負担しなければなりませんが、その利子負担は国庫においてするということになります。

○鈴木壽君 その利子負担を国庫においてすると、いうことについて、何かはつきりした取り扱いをしておりますか。それとも、これからしようとするのですが、どうです、その点は。ただ話し合いでなしに何か。

○政府委員(細郷道一君) 交付税及び譲与税配付金特別会計法に明記されております。

○鈴木壽君 災害復旧事業債についてですが、現在この関係でこの二百五十億円を繰り上げはしないということでなしに、現時点で現債高といいますか、現在高、これはどの程度になっていますか。

○政府委員(細郷道一君) 災害復旧債は四十一年度末で二千三百四十七億でございます。

○鈴木壽君 昭和四十一年度末ですね、四十一年度末で二千三百四十七億円、そのうち今回繰り上げ償還をするのは、三十七年度までに発行された

公共災害債であつて、しかも、それは資金運用部資金の資金にかかるものだ、こういふうに了解してよろしくございますか。

○政府委員(細郷道一君) そのとおりでございます。

○鈴木壽君 その場合に、三十七年度までに発行されたもののうち、運用部資金に関係するものがおよそ二百五十億円である、こうなっていますが、不交付団体分については半額を見て、それが交付団体分と合わせて二百五十三億円になる、こ

ういうようなんうにもお聞きしますが、その点いかがでございますか。

○政府委員(細郷道一君) 「一十七年から三十七年までの既決債についてでございますが、交付団体分で二百三十八億五千九百万円、不交付団体分については二十九億二千百万円でございます。不交付団体分はそれを大体半分と見ることによって約六十九億、不交付団体分も全部繰り上げ償還して、もうという考え方で作業を進めたいと思っており

○鈴木壽君 そうしますと、不交付団体分は二十億二千百万円あるうち、大体半分十四億六千百円くらいですね、今回繰り上げ償還をするといふことです。

○鈴木壽君 その不交付団体分は自己財源でやうと、やはり同じように不交付団体においては約十五億円近いものが残りますね、ということになりますが、その点そういうふうに考えているのですが、どうです、その点は。ただ話し合いだけでなしに何か。

○政府委員(細郷道一君) 交付団体分につきましては、いま申し上げました額全額を繰り上げ償還をしてもらいます。不交付団体分は自己財源でやいといふことでなしに、現時点で現債高といいますか、現在高、これはどの程度になっていますか。

○鈴木壽君 その点はわかりました。それで、結論として、その不交付団体にはなお償還されないものが十四億六千万円くらいあるんだ、こういうことになるわけですね。

○政府委員(細郷道一君) そのとおりでございます。

○鈴木壽君 これはこういう償還の場合に、交付税の算定の中で見るといった場合には、不交付団体の場合は、それは計算上は確かに見てもらえて、実際のことになりますと、そのため財源措置をしてくれたということは、まず常識上ならないわけですがね。そこで、純然たる持ち出し始めた場合に、そこを考慮して半分程度を繰り上げ償還にす

る、こういうことだと思います。そこで、残った部分の十四億六千万円というのは、そうしますと依然として残って、将来残ったものについては、やはり災害債の元利償還費を交付税で算定していくわけですがね。

○政府委員(細郷道一君) 今回財政需要額で全額見れば、将来財政需要額で見ることはいたしません。二度と見ることはいたしません。

○鈴木壽君 それじゃ今回全額見る。見て実際はしかし半分だけ返させる、こうしたことですか。

○政府委員(細郷道一君) どうです、そちら辺。

○政府委員(細郷道一君) 実はそういう場合は考えておるのでございまして、一応はたてまえといふけれども、現実には半分程度の返還でもよろしくては全額を見て、全額を返させるという考え方であります。しかしながら、そういうふうな実際上の指導をしようか、こういふ考えでございます。したがいまして、もちろん

当該団体が全額を返してしまえば、それはもう問題はないということござります。

○鈴木壽君 それは問題はない。こまかいようなことだけれども、そうすると、公共災害債の、これが現在のところ、三十七年分までについて総額付団体分二百三十八億六千万円ぐらい、不交付団体分二十九億二千万円のうち、その半分ぐらい、こう見て、合わせて二百五十三億円ぐらいだと、こういうのですから、私は、残る不交付団体分の半分ですね、これは現実に繰り上げ償還しないんですから、そのまま借金として残っている。残るものについては、現在までとられてきたよう、一〇〇%じゃないんですけれども、交付税で、千円について災害債の場合は九百五十円の元利補給をやっていますね、これは当然があつて適用されいくものだ、こうまず思つておったんですが、そうじやなしに、とにかく全部不交付団体の二十九億も全部一たん交付税では返す措置をする、実際はしかし不交付団体の場合には、全額と言つても無理があるかも知れぬから、半分程度にとこうになるかも知れないと、こういうことなんですか、そこら辺ぢょと。

○政府委員(細郷道一君) おっしゃるとおりでござります。

○鈴木壽君 そうすると、あれですね、二十九億全部について繰り上げをするようなかつこうでまづやつてしましますから、現実に半分しか繰り上げ償還をしなかつた場合、残つた半分に対しして今後は二度というか、今後もう元利補給を交付税で見てやるということは要らなくなるわけですね、そこですよ、そこ。

○政府委員(細郷道一君) 今後はいたしません。○鈴木壽君 なるほどわかりました。結局、そうちますと、あれですね、不交付団体では、一度計算上は見てもらつて、しかし、返さなきやいけないのがまだ残つてゐる、そういう分についても、まず先に手当てをしてもらつてあるんだといふことでね、償還についての元利補給という形で

は、先に手当てをしてもらつてあるんだと、こういうかつこうになりますわな。そうだとすればよろしくございます、その点は、ちょっとそこら辺ややこしく考えたものですから。
それで、次に、特別事業債の償還のこととござりますが、特別事業債、四十一年度で千二百億円発行したのであります、実際にいわゆる特別事業債というワクで発行したのはきちつと千二百億円ですか。多少違つて、多いとか少ないとかいえ、そういう点はどうです。
○政府委員(細郷道一君) 千二百億、いわゆる特別事業債として出しましたが、そのうち、当時九百億円は、御承知のように、交付税を減らした分の穴埋めということでございまして、あの三百億は、普通の公共起債、具体的には公営住宅災害復旧債、義務教育債、それらの充当率を引き上げることによって消化をいたしたわけでございます。今回この対象にいたしておりますのは、その九百億円に当たる部分でござります。九百億円につきましては、現実に当てはめた後精査いたしましたところが、九百三億七千九百十円、こういうことになりましたので、その分について、それぞれの元利償還金見合の分を交付すると、こういうことでござります。なお、千二百億円自体が、精算の結果何ぼになつたかということは、いま美はちょっと手元に持つておませんが、多少異同があるううと思つております。

○鈴木壽君 まあ、この千二百億円のうち、いまのお話のように、いわゆる一般財源の振りかえ分といいますか、そういうふうに言つておるの、が、九百十三億七千九百十円、こういうお話をございましたが、今度の元利償還を見てやろうと、このことは、すでにさつきも言つたように、去年の時点を見ておつたのですが、そのときも、おかしいのじやないかということを申し上げたのだが、当初の、いわば大臣が本会議場あるいは委員会等においてはつきり言明したこと、はつきり答弁したことと違つておることについて、私はどちら大きな不満を持つわけなんありますが、これはどういうことでこういうようになつてきたのでしょうか、そこら辺、これはむしろ大臣がおればお聞きたいと思つましたけれども。

○政府委員(細郷道一君) 私もその間の事情は実に事業債に対して、その交付団体分にかかるものについて償還交付金を計算すると、こういうこととですね、償還についての元利補給という形でござります。

○鈴木壽君 私、これは去年の交付税の改正の法案審議の際にも申し上げた記憶がありますが、この千二百億円の特別事業債の扱いについては、当時、大蔵大臣、自治大臣、お二人とも、本会議あるいは予算委員会その他の委員会の席上で、地方団体には決して迷惑をかけない、千二百億円まるまるを国が措置をするのだということをはつきり言つておりますのですがね。これは記録にちゃんと残つてゐるんですね。特に大蔵大臣は、當時、これはあとでもう少し詳しくお聞きしたいと思つますが、当時、交付税の一般財源で措置するものについては、六百億円程度だと、こういう話がありましてね。議員の中には、少なくともその六百億円については国が完全にあとで元利補給をしなきやならぬということを質問の中で述べておるのですが、それに対して、大蔵大臣の福田さんは、いや六百億円どころじやない、千二百億全部なんだと、こうはつきり答えてますね。ですから、私どもは、千二百億円、何かの形で、そのままいわゆる地方団体に迷惑をかけないというような形で元利の補てんというものを措置されるべきであつたと思っておつたのですが、いま聞きますと、千二百億円のうち九百十四億、そのうちの交付団体分に対する、今度の償還のための交付金を交付するようにするのだと、こういうことになると、だいぶこれは話が違つてきたわけなんですね。このことは、すでにさつきも言つたように、去年の時点を見ておつたのですが、そのときも、おかしいのじやないかということを申し上げたのだが、当初の、いわば大臣が本会議場あるいは委員会等においてはつきり言明したこと、はつきり答弁したことと違つておることについて、私はどういうことでなしに、交付税の算定にたゞぶち込むのではなくして、別途国が迷惑をかけないように百億でも千億でも食われるということになる。それば、当然地方団体が迷惑をこうむるのですよ。実際はそのことのために、交付税がかりに九百億でも千億でも食われるということになる。そういうことでなしに、交付税の算定にたゞぶち込むのではなくして、別途国が迷惑をかけないようにやるんだと、こういうことにみな受け取つてているわけですよ。いま福田さんは大臣でないから、ここに来てどうのこうのと言わせるわけにはいきませんけれども、みなそういうような期待を持っていたわけですね。もう國は地方団体には迷惑はかけません、これは自治大臣もそれを受けて、永山さんへえらくハッスルして、そういうことを言つてゐる。それが今回のやつは、もし局長が、いま大臣の腹を推測して言つたようなことからすれば、プラスの金がつぎ込まれておるのだから、これはそれよりはよいでしょうけれども、当時の言明なり約束というものからしますと、これは著しく後退したござかしのことになつてしまつて

いると思うのです。あなた方は具体的に、去年の四十二年度では五十三億の元利補てんみたいなことをやりましたね。ことしほどびちつとこういうふうな年次を追ってということじやなかつたけれども、とにかく、その分だということで五十三億円をやつた。そうして、ことはとにかくこういう形になつた、こういうことをなさる過程でもとへ戻つた。私の言つたようなそいうことが大蔵省との間に論議がなかつたわけなんですか。あなたの方のほうもまた出さなかつたわけなんですか。

○政府委員(細綱道一君) 一つには、大蔵大臣がたいへん意気込みをお示しになつたのではなかろうかと思う点もございますことと、いま一つは、実際に千二百億円の充当の事業の中身を見てまいりますと、先ほど申し上げましたように、そのうちの九百億円相当分は明らかに交付税の落ち込みを受けたということでござりますけれども、あと三百億円につきましては、災害復旧債あるいは住宅建設事業あるいは義務教育施設整備事業、こ形になりましたものですから、だんだん話を詰めてしまひますと、当時交付税がもし伸びておったらば、国がめんどうを見るべきのはどの程度かということになりますと、やはり九百億円といふところに落ちつくのはなからうか、こういうことでござります。

○鈴木壽君 どうも、だから、さつきから私は大臣に対して、たとえば覚え書きの問題でも、大蔵大臣と自治大臣の間にいろいろな話し合いなり、あるいは大臣の委員会における答弁なりといふのはどうも信をおけない。話がみんな変わつてくれる。あなたはその当時の事情もよくわからなかつたしということで、たぶんこういうことではなかつたかという推測の上に立つて考えておるようだし、また、この実情は千二百億円の特別事業債の何といいますか、使い道といいますか、そういうものの実態からしてまあまあ、そういうあなたの方の立場からは、それはそれでいいと思うのですが、どうもしかし、おかしいですよね。おそらく政務

次官、これはあなたが政務次官になられる前のことを、大臣がどうのこうのと言つておるけれども、あなたはあれですか、あの問題をいろいろこれ衆議院でも参議院でも、このあなたの手当でどうするかということについての質問が出ておりまして、それに對して大蔵大臣並びに自治大臣が、一切地方団体には迷惑をかけないようにします、しかも、六百億円ということじやなしに、千二百億円全部と、こういうよなことで逃げようとしておつた。そういう事柄の受け取り方からしてどうでしようか。こういうかくこうになるといふことは、これは当然出すということでしょうが、それとも、何かお考えございませんか。

○政府委員(細田吉謙君) 他院のことを申し上げてはなんですが、実は衆議院の地方行政委員会でも同様な御趣旨の質問がございまして、大臣もお答え申し上げましたし、また、私もお答えをいたしましたが、たいへん通俗的なことばで、迷惑をかけない、こういう御説は、私ども、ことはおっしゃるとおりでございます。そこで、迷惑をかけないというならば、まるまる見るべきではないか、こういう御説を解釈いたしましたとおっしゃるといふことです。それで、迷惑をかけないといふならば、まるまる見るべきではないか、こういう御説は、私ども、ことはそれがほんとうでござります。たいていおっしゃるといふことです。それで、さつきもちょっと触れましたけれども、交付税の一般財源に振りかわる分はおよそ六百億円だというふうに思つておるわけでござります。そこで、迷惑をかけないとおっしゃるといふことになりますが、その点が今度は九百億円だというふうにお出ししておるような形で落ちつける、これが迷津をかけないといふことの、これでもやはり筋が通るのじやないかといふことで、こういう形にしたわけでござります。あんまり前の両大臣の発言から見ますと、率直に言いまして、私どもは必ずしも満足はいたさなかつたわけでございますが、こういう状況になつたような次第でござります。

○鈴木壽君 きょう実は、私、会議録持つてきていませんから、証拠はこれだと言つてお示しするわざにいきませんが、あなた方もごらんになつておると思いますが、当時の大蔵大臣の福田さんは、六百億円どころか千二百億円まるまる見るの立場からは、それはそれでいいと思うのですが、どうもしかし、おかしいですよね。おそらく政務

の見方がこういうかくこうで見るというのでは、まるまるどころか、どうもこれは私ども納得いきませんが、あなたはあれですか、あの問題をいろいろこれ衆議院でも参議院でも、このあなたの手當でどうするかということについての質問が出ておりまして、それに對して大蔵大臣並びに自治大臣が、一切地方団体には迷惑をかけないようにします、しかも、六百億円ということじやなしに、千二百億円全部と、こういうよなことで逃げようとしておつた。そういう事柄の受け取り方からしてどうでしようか。こういうかくこうになるといふことは、これは当然出すということでしょうが、それとも、何かお考えございませんか。

○政府委員(細田吉謙君) 他院のことを申し上げてはなんですが、実は衆議院の地方行政委員会でも同様な御趣旨の質問がございまして、大臣もお答え申し上げましたし、また、私もお答えをいたしましたが、たいへん通俗的なことばで、迷惑をかけない、こういう御説は、私ども、ことはおっしゃるとおりでございます。そこで、迷惑をかけないとおっしゃるといふことです。それで、迷惑をかけないとおっしゃるといふことになりますが、その点が今度は九百億円だというふうにお出ししておるような形で落ちつける、これが迷津をかけないといふことの、これでもやはり筋が通るのじやないかといふことで、こういう形にしたわけでござります。あんまり前の両大臣の発言から見ますと、率直に言いまして、私どもは必ずしも満足はいたさなかつたわけでございますが、こういう状況になつたような次第でござります。

○鈴木壽君 なるほどね。四十年度ベースのそれを計算して五百八十九億円、約六百億円と言われはどうも信をおけない。話がみんな変わつてくれる。あなたはその当時の事情もよくわからなかつたしということで、たぶんこういうことではなかつたかという推測の上に立つて考えておるようだし、また、この実情は千二百億円の特別事業債の何といいますか、使い道といいますか、そういうものの実態からしてまあまあ、そういうあなたの方の立場からは、それはそれでいいと思うのですが、どうもしかし、おかしいですよね。おそらく政務

の見方がこういうかくこうで見るというのでは、とで、大臣がどうのこうのと言つておるけれども、あなたはあれですか、あの問題をいろいろこれ衆議院でも参議院でも、このあなたの手當でどうするかということについての質問が出ておりまして、それに對して大蔵大臣並びに自治大臣が、一切地方団体には迷惑をかけないようにします、しかも、六百億円ということじやなしに、千二百億円全部と、こういうよなことで逃げようとしておつた。そういう事柄の受け取り方からしてどうでしようか。こういうかくこうになるといふことは、これは当然出すということでしょうが、それとも、何かお考えございませんか。

○政府委員(細綱道一君) 実はそのときそのときの数字はそれぞれ正しいのでございまして、四十一年度に九百億円相当分で起債を割つたわけでござりますが、配当いたしました予定額総額は九百十九億円でございましたして、しかし、各地方団体が事業に充てたりいたしますと、いろいろ端数が出てきたりすると、端数を切つたりいたします。ワクで配りまして個々の事業に配当いたしますと、起債でござりますから、端数は切つてまるくいたします。それから団体ごとに割つた場合に、非常に少額の起債はこれを排除いたします。そういうふうなことで、最後に確定した数字が九百十三億円でござります。昨年はまだ配当をしたばかりでございまして、昨年の予算の当時は九百十九億円の数字しか実は持つていなかつたものですから、九百十九億円をもとにした計算をした、こういうことでございまして、最後の確定数字は今回御提示申し上げておる数字でござります。

○鈴木壽君 それではあれですね、間違いたく、今回の九百十三億七千九百万円という、これが最も終的に結論として正しいものだ、こういうことでござりますね。

○政府委員(細綱道一君) そのとおりでございます。

○鈴木壽君 四十二年度では九百十四億という、これをもとにしても去年は九百十九億のつもりで聞

いておったけれども、ことしはそうでなしに、九百十四億ということにして、四十一年度では交付団体分、不交付団体分、これは両方あるわけでありますけれども、交付団体分の五十三億円の手当をしたという一応かっこうになつていて、引き続いて四十三年度、ことしはそういうことで九十億円を手当をする。こういうかっこうになつていくと思います。来年度からまた、来年度四十四年度からまたいろいろ数字が変わつていくだらうと思いますが、いすれそういうかっこうになつてくるのですね。そこで、こういうものの元利補給を全面的に見ていくというような場合に、九百十四億交付団体、不交付団体にかかわらず全部に対して見るのかと思つたら、これまた、いま言つたように、交付団体分についてだけ別途その金を継ぎ足して見ると、ということになつてきているのですね。ですから、実際は国のいわゆる措置といふ点になりますと、九百十四億円に対する措置でなくて、これはどういうことになりますか、交付団体分七百五十億円ぐらいになりますか、その部分に対してだけ實際上、国として出しているにすぎないということになりますね。そういうことになるのじゃないですか。

ほんとうを言えば、これは不交付団体というものの
はあれですね、発行しなくとも——理屈からすれば
そういうことですよ、これは。しかし、現実
には、不交付団体も合わせてどのくらいになります
すか、百六十四億円ばかりのそれをしようとして
のですけれども、理屈から言えばそういうことで
すね。この引き当ての分を起債に見る、したがつ
て、あとからそれを元利補給をするということか
らすればね。で問題は、そういうことにかかわらず、
とにかく現実の問題として、いわば特別の事業
債、ということでやっているのですから、その事
業債の元利補給をそのまま何かの形で——何かの
形というか、そのままのいわば交付税とかなんとか、
こういうかっこうでなしに見てやるのがほん
とうだと思うのですよ、これは。ところが、そ
うなるとたくさんの金がかかる。まあ、できるだ
け金も出したくないのでしょうし、そうすると、
こういう計算にのせてやれば交付団体分だけを見
てやればいいんじゃないだろうか。こういういわ
ば——これはあなた方という意味じゃない、大蔵
省あたりのこれはするいやり方ですね。自分た
ちがもうけるやり方なんですよね。ほんとうに元
利を補給するとすれば、これは何年かかるか、そ
れはともかくとして、そのままの形で補給してや
れるのがたてますですね。こういうものの処理の方
法からしますとね。こういうふうにならってきます
と、交付税でやってきますと、いかにも国で措置
をしたようなかっこうをとりながら、実際は不交
付団体分については、自分たちの仲間の共同の金
である交付税を食っていることになるわけです
ね。計算上そういうことになる。これは地方団体
に迷惑をかけないと言うが、こういうところもお
かしなかつこうにならってきていますね。何とか九
百億円なら九百億円、それを交付税算定によらない
完全な元利補給という形で完全に手当てをする
ということができなかつたのですか。

○鈴木義君　あとで何とかこう理屈をつけるようなかつこうでおかしいと思うのですよ。こうなつては、繰り返して申し上げるようで恐縮ですが、不交付団体分には何ら――この場合全部のあれですよ、たとえば四十三年度において、交付団体分、不交付団体分幾らになりますか。全部についてその金を出して、今度の九十億円でなしに、もっと不交付団体分のやつを見て、それを入れて交付税でやるというのであれば、国が実際に見てくれたということになるけれども、不交付団体の分はただ交付税の計算のそれにのせただけで、タコが自分の足を食つてどうというような話がありますが、それと同じわけですね。それで元利補給してもらったというようなことになっているのですよ。どう考へてもこれはおかしいので、ごまかしであつて、こういう方法もあると言われば、それまで。こういう方法をとつたのですから、しかし、これは方法はどうも、国が九百億円について全部見るというそれからすると、国がだいぶもうけたやり方になるのですね。そういうありますなんか。あなた方それでも、いやそうじゃないのだと、こう言えるのですか。これも合理的なやり方なんだと言えますか。

○鈴木壽君 これだってあれでしよう、大蔵省のほうで金を出す場合に、交付団体、不交付団体合併せると、この四十二年度の元利償還のその総額ではないけれど、交付団体分だけ見てやろう、こういうことから来たのじゃないですか。
いかがですか。

○政府委員(細郷道一君) 折衝の過程ではいろいろな議論をいたしまして話し合った結果、こういうことで実は手を打ったわけでございます。

○鈴木壽君 四十一年度の利子については、これは何らの措置がされておりませんね。これは何らの措置というのは、財政計画の中にこういうものは見込んであるようでござりますけれども、実際に去年あるいは今回出た五十三億、九十億、こういうような形での国からの分は何ら措置されなかつたと思うんですが、それはいかがですか。

○政府委員(細郷道一君) おっしゃるとおり、措置してございません。

○鈴木壽君 そうすると、特別事業債の元利償還額のこういうものからいくと、四十一年度は何ら措置されない。四十二年度以降は交付団体分についてはやつている、こういうかつこうになつてくるわけですね。まあ至るところにどうも渋い国の——大蔵省が、そういうやつがこれは出でていると思うんですが、どうも少しおかしいんですね。ことしあたり合わせて四十一年度分のせめてこの利子分ですね。交付団体分で十六億四千三百万円、だいぶ大きい金ですよ。それから不交付団体分五億二千六百万円、せめてこのぐらい出せなかつたわけです。

○政府委員(細郷道一君) 四十一年度の利子分については、おっしゃるとおり、何らの措置もいたしておりません。何んにも、四十一年度はこの特別事業債はどう割り振っていくかというようなことで実は追われておつたわけでございますが、現実には、ここで一応理論計算をして数字を出しておりますが、おそらく各団体の年度末ぎりぎり、ものによつては翌年にわたっているものもあるうと思います。現実の利払いというものはほと

○鈴木義君 大臣がおればよかったです。が、政
は四十一年度には手が及ばなかつたといふ
が実情でござります。

○政府委員(細田吉藏君) おっしゃるとおりでございまして、制度として一応確立しておるわけでござりますけれども、話をもう一ぺんもとに戻す、こういったことになることだと思ひます。あとは動かぬものだということになつて、いやないかとも心配するのですが、どうです、その点は。

○政府委員(細田吉藏君) 先ほど私申し上げたようなことでございまして、われわれとしては、これは必ずしも満足とは考えておりませんが、理屈をいろいろつけてやるうことで政府としてはやったわけでございます。たいへん困難ではあります。ううと思いますが、国会の中でも、この点につきましては、いろいろ御議論がこれまで出ておる問題でござりますし、本日も出ておりますので、こういった点につきまして大蔵省といろいろ話しあつてみたい、かようになっておる次第であります。

○鈴木壽君 問ひそうしていただきたいと思うのだが、さてまた考えてみると、午前中大臣との間にやり取りしました例の大蔵大臣との覚え書きの中で、一応ああいう取りきめをして具体的にこうなつたのだと、こういう元利償還計画といいますか、こういったものをきちっときめてしまつて、あとは動かぬものだということになつて、いふういうことになることだと思ひます。

いうたてまえに立って、こうしたやり方がどううな
当局の言明なり、われわれに対する答弁の中なり
で言つたことと、だいぶ違うのですから、それでは
いけないのじゃないか、そういうことの筋を通
すというような意味で私お聞きしているのです。
あなたの方を何かとつちめるとか、そういうような
気持ちでなしに、その場合にあなたの方しつかりして
もらわなければ困るということで、そういう気持ちを持
ちを持つて質問しているのです。これはひとつ、
いろいろな問題を扱う場合に、よく交付税で、そ
こへ持ってきて交付税の算定の中でいろいろ処理
するということがあるのですよ。そのこと自体に
は問題があるが、そうした場合に、えてしてこれ
は損をするのは地方団体であり、地方財政全体に
とつてのマイナスというか、こうに響く、です。
から、そういう面で将来ともこういうものの扱いが
というものについては十分考えてもらわなければ
ならぬと思うし、そういう面で弱くなつてもらつ
ちゃ困ると思います。まあまあここら辺でといつ、
それは何もんかすることが目的じやございませ
んが、それこそ、けんかをしてまでやはり筋を
通すところは通してもらいたい、そのための努力
をしていただきたいのだ、こういう気持ちでおりま
すから、ひとつ政務次官にもよく御理解をいた
だいて努力をしてもらいたいと思います。

○政府委員(細田吉藏君) おっしゃるような気持
ちで、われわれ叱咤激励を受けておるものと思つ
ておるわけあります、私どもただこの場が済
めばどうこういうふうには考えておりません。

筋を通すべきものは絶対に通さなければならぬ、
かようになじておるのであります。私は、自治省
の予算はことし初めて関係したわけですが、いろ
いろな問題がございまして、そういうもの全般
について、大蔵との間にいろいろな折衝があるわ

くりをする、それを押しつけてくる大蔵省は、このままするする——こういった交付税そのものについても一体どう考えるべきかという基本的な問題になってくると思うんですね。金があるとかないとかいうこと、それはともかくとして、交付税というものは一体どう見るのか、交付税でなければ安上がりでいいかもしませんけれども、どうも交付税の扱いそのものに私は大きな問題を感じます。お考えになつていらっしゃると思いますけれども、そういう立場をあわせて、今後こうした取り扱いをする場合の一つのぎりぎりの線だけはひとつはつきり守っていただきたい、こういうふうに思いますので、この点については、あと次官からの御答弁は要りませんけれども、要望として強く申し上げておきたいと思います。全体として、私特にことしの交付税の改正、交付税の総額の問題、貸したとか借りたとかいう問題、それから、こういうものの扱い、交付税というものは一体これがどういうふうに考えていくべきものであるのか、どうなるのか、そういうことについて私心配します、率直に言って。地方団体の当然の一つの共有の財源であるこの交付税を、あれだこれだと言つて何かに利用されておりますね。当然国が別に手当ですべきものについても、いま言ったように、交付税でやらせる、やらなきゃならぬ、こういうことになってくると、額はあるいはたいしたことなくとも、交付税そのものに、私は本質に響く問題だと思うんです。しかも一方には、そういうことをしておつて国がめんどう見てやつたじゃないかというような、いばつたようなかっこうで、まことにこれはおかしなことになると思うので、ぐどいようでありますけれども、ひとつ十分交付税をほんとうの姿に守つていくというよう

財政計画の中に給与費について予想される給与改定に、そのために必要な程度の額を留保した形となつておるのですがね。たしか一般行政費の中単独分の中に八百五十億円を入れてある。そのうちの七百五十億円は給与改定のために、国がちょうど五百億円を予備費の中にプールして中に入つておくと同じようなかつこうで、その中に入れてあると、こういうことなんですかけれども、交付税のほうの給与費の算定でそれをどう扱つておらるるのか、それをひとつ。

○政府委員(細郷道一君) 昨年の給与改定の際再算定をいたしましたときの単位費用差額分を今回もそれぞれの費目についてのせております。

○鈴木壽君 昨年の給与改定をして、もちろん、交付税の基準財政需要のそつちのほうも改めたわけなんですがね。そういう形で四十三年度いわゆる平年度化した形で計算をしてあるのか、さらに、そのさつき言つた七百五十億円留保してあるそういうものを含めた、何%かアップした形で、それぞれの給与の単価等をアップした形で計算をしてあるのかどうか、どういうことですかしら、ということです。

○政府委員(細郷道一君) 本年度の新しい単位費用を一回出し、その単位費用に昨年給与改定の際に措置をした単位費用の追加分、上のせ分を本年度の単位費用にのせておるわけでございます。

○鈴木壽君 そうすると、四十二年度分の、改定前のそれと、いまの四十二年度に改定されて四十三年度分になっての計算、それの上にその差といふものを上のせしたということなんですか。

○政府委員(細郷道一君) そういうことでござります。

○鈴木謙君 これは私こうしつこく申し上げていいのですけれども、ほんとうに私はまじめな気持ちは、こういう場合の扱いというものをやはり筋を通す、あるいは当初約束したものは約束したようにはつきりやるべきことが正しいのだと、そういう

けでございます。とかく、そういう際に、何といましようか、安易な妥協があつたりなんかしてはいけないというふうに考えておりますので、今後十分気をつけたいと 思います。

な意味からも、今後の皆さんの確固たる決意とそれに裏づけられた御努力をひとつお願ひしたいと思います。

の給与改定の率、國家公務員に準じた率でやったわけですが、それ若干の違いが、たとえば教員とか、一般の人とか、若干違があるのですが、そういう若干の違いはともかくとし、そういう率をそのまま今度は四十二年度の改定された水準に積み上げた形で四十三年度分として計算をしてあると、結局は、四十二年度でベースアップした分と同じものを四十三年度のベース改定のそれのものとして同様の率で見てある、こういうことなんですか。

○政府委員(細郷道一君) ある費目について、たとえば去年二十円再算定の際に単位費用を引き上げてあるといったしますと、ことしも本年の単位費用を計算しまして、それに二十円をプラスしたものをつけて新しい単位費用としておる、こういうやり方でございます。

○鈴木壽君 単位費用の段階で、ただ去年プラスした二十円なら二十円というものをことしのやつ、四十三年度のやつ、四十二年度のやつといわゆる半年度化したやつのように二十円のつけていつたというか、こうですか。それとも、もととそれ以前の計算で改定する際に率をいろいろかけ合わせていくわけですね、そういう作業はどういうふうになるのか。ただ、最後のところで、つかみで単位費用を去年上げた分だけことし上にのせていくと、こういうか、こうですか。

○政府委員(細郷道一君) 考え方は、ことしの単位費用を、本来の単位費用を出しまして、追加需要分として単位費用をさらに上のせしたわけでござります。その上のせした分は、昨年給与改定の際に上のせした分と同じものをのせておる、こういふことでございます。

○鈴木壽君 そういうか、七百五十億全部あれですか、配分できるようになつていますか。

○政府委員(細郷道一君) そういうことでござります。

○鈴木壽君 ところが、まあ、これからのことですが、かりにあれですね、今度の人事院勧告で去年のそれと違つたような、違う率の引き上げ率な

り、そういう違う場合の勧告も予想しなければならぬと思うのですが、そうした場合に、もう一度計算し直すというか、こうをとりますね。いかがですか。その点は。

○政府委員(細郷道一君) 人事院勧告が出まして、政府がそれを国家公務員についてどうとするかという際には、それがきまります際には、地方公務員についても国家公務員に準じて行なえるものとしての財源措置をしなければならないことになります。その際の財源措置がどういう形になりますか、いまちょっと将来のことなどでございます。それは、いまちょっと将来のことでは申しあげかねるわけですが、私どもとしては、やはりその際はそのときの適切な措置をとっていただきたい、こう思っております。その措置によって交付税をどういうふうにやるのかというようなことは具体的にきまつてくると考えております。

○鈴木壽君 まあ国もことしは五百億程度のものを予備費の中に入れておく。國の場合には、ただ、金としてそういうふうに用意しておくださいと用意してと言つたらいいか、いずれまあ、そういうふうに計上するだけで済むのですが、地方公務員の場合のやつは、一度交付税のそれをくぐらなければいけないと、計算をね。こういうことで地方に対して必要な経費を見ていくというたてまえ論に立つているんです。去年の上がった分をこしのそれ以上に上のせしていくという、地方団体は、しかし、そういうような計算のことをよくわかつてもらわないと、別に区別して金を交付できるものもないし、使い方にについてどうのこうのといふことも言えないわけだけども、ことしの給与改定の分をそういう形を含めて配分されると、しかし、そういうことをよく承知しておらないと、まあ金の使い方というか、財政運営の面でいろいろ心配されるものがあると思うのですが、そこら辺よくあなたのほうで十分交付税の配分がこうなると、計算はこうなんだというふうなことを周知徹底するようなことをしなきゃいけないと思いまますね。そういうことのために何かいま考えてお

り、そういう違う場合の勧告も予想しなければならないと思うのですが、そうした場合に、もう一度計算し直すというか、こうをとりますね。いかがですか。その点は。

○政府委員(細郷道一君) おっしゃるとおりでござりますので、そういうやり方をして当初算定で算入をするので、少なくともその額は留保をしておくようにという通達をしたり、あるいは会議等で指示したりいたします。

○鈴木壽君 その七百五十億円というのは、国が五百億円の予備費の中にそういうものを含ませておるということ、まあ、それから来た額じゃなかと思うのですが、いままでの給与改定に伴う国の、国家公務員の場合の必要額、それと地方公務員の場合の必要額、大体まあ国家公務員のそれの五倍くらいだというふうな経験的な積み重ねの中からそういうのが出てきていますね。そういうことでございますか。何かまた七百五十億円という根拠は別におありなんですか。

○政府委員(細郷道一君) まあ大体昨年の追加需要額として必要とした程度のものを財源として確保しよう、こういう考え方でございます。

○鈴木壽君 昨年のやつは、追加の形でやつたのはどのくらいでした、交付税として基準財政需要額で見たやつは。

○政府委員(細郷道一君) 七百五十億でございます。

○鈴木壽君 もし七百五十億をいま言ったようなことで留保した形で見ておると、人事院勧告及びその政府における取り扱い、まあ、それがどうなことは言えないと思いますが、かりにことしの春闘あたりのあいものからして、去年より下回るというふうなことはちょっとと考えられないと思うのですがね。去年より上がる勧告が出てくるじゃないかというふうな、これは全くの私の個人的な観測ですけれども、そういうものが出てこなければならぬじやないだろうかということの個人的な考え方、そうした場合に、七百五十億の留保だけでは足りないという事態が出てくると思いまますね。そういうことのために何かいま考えておられる手立てというのはありますか。

○政府委員(細郷道一君) まあ足らない場合にはどういう方法をとつたらいいのかということは、まだ具体的には考えておりません。おそらくそういった場合には、従来いろいろとられました措置等も考えまして、そうして適切な方法を選びたいと、かように思っております。

○鈴木壽君 国のほうではいわゆる補正をそのためには組まないと、いうようなことを言っております。その際の財源措置がどういう形になりますか。まあ、そのほうも交付税でどのようにお見えになつておられますか。

○政府委員(細郷道一君) まあ足らない場合にはどういう方法をとつたらいいのかということは、まだ具体的には考えておりません。おそらくそういった場合には、従来いろいろとられました措置等も考えまして、そうして適切な方法を選びたいと、かように思っております。

○政府委員(細郷道一君) それから今度の交付税の改正の一つの柱として、過密地域及び後進地域の特性に応じた財政需要の算定の適正化ということがあげられます。補正をお願いしなければいけないのか、その辺のこともその時点でないと具体的にはちょっと申し上げかねると思います。

○鈴木壽君 それから今度の交付税の改正の一つの柱として、過密地域及び後進地域の特性に応じておるようあります。ひとつ過密地域に対し、あるいは後進地域に対して、あまりこまかいことまで要りませんけれども、どういう点でどういうふうにいままでより多く見ておると、あるいは、こういうふうなことで財政需要の算定をやっておると、こういうのをちょっと知らせてお

らえませんか。

○政府委員(細郷道一君) 過密対策としましては、人口急増補正の強化、それから都市的な経費の熊谷補正の合理化、そのほか、都市対策費の充実と申しますのは、具体的には、たとえば清掃費を充実するとか、あるいは小中学校の事業費補正の新設をするとか、保育所、幼稚園費を充実するとか、そういうたよなことでございます。そういった方法によりまして全体として二百十二億の交付税の財源措置を考えております。

後進地域につきましては、交付税におきましては、道路橋梁費の増額、それから小中学校の単位費用の増額、あるいは学校統合の際の数値急減補正の新設、それから農業行政費の充実、それにより急減補正を緩和する、いままでよりも逆に申し上げれば充実するということございましょう。そういうようなことによつて約二百億交付税の面で需要増を見込んでおります。

○鈴木壽君 いまの御説明いたいた過密対策、過疎対策の交付税の増というは、四十三年度で過密対策のほうで二百十二億円、それから過疎対策の後進地域に関するところではおよそ二百億円と、こういうお話をございましたが、これは四十二年度に比べてこれだけ四十三年度において増額されると、こういうことでござりますが、その点どうなんですか。

○政府委員(細郷道一君) 対前年に対する増加分でございます。

○鈴木壽君 これはいま、過密対策とかあるいは過疎対策、やかましい問題になつてきていますし、事実、私どもいろいろ聞くところによると、特に人口の集中するいわゆる過密地帯におけるいろいろな問題が、全部市町村財政にひつかぶらな急激にふえてくる財政需要、そういうものに対応してやつていけるだけの市町村の財政というものを考えいかなければならぬのじやないだらうを考へていかなければならぬのじやないだらう

か、こういうふうに思うのですが、基本的な考え方としては、自治省もそういう考え方でやつておられるだらうと思いますが、その点いかがでござりますか。

○政府委員(細郷道一君) 基本的には、おっしゃるとおりだらうと考えております。特に後進地域につきましては、やはり一番関係の市町村が要望しておりますものが道路橋梁費であり、あるいは小中学校費であり、あるいは農業行政費である、こういったよなところから、今回の措置もそういう点に重点を置いたつもりでございます。

○鈴木壽君 過疎対策としていまのお話の道路橋梁費の充実、これは額としても毎年だんだんふやしていくというような傾向になつてきておると思いますが、その他、学校の問題ですね。こういうことについても、過疎なるがゆえのこれは何といいますか、かりに人口が減つた、学校が、どうも児童生徒のそういう使用もだんだん減つてくる、さればといつて学校をやめるわけにもいかぬ、いろいろこれは問題があつて、むしろ、過疎なるがゆえに、かえって想像以上の財政需要を必要とする、こういうふうな事態があると思いますが、これはひとり自治省のあなたの財政当局ということもだけじゃありませんが、そういう点について、たとえば学校問題、教育問題であつたら、文部省にこれは当然関係ありますね。こういうところと十分な話し合いをして、できるだけひとつ手おくれにならないよな対策を立てて実施できるようにしてもらいたいと思いますが、その点、どういうふうにお考へになります。

○政府委員(細郷道一君) おっしゃるとおりだらうと思うのでございまして、やはり関係の官庁でも、いろいろ心配されておるんでありますけれども、もう、そういう問題に強く力を入れていただくことが一番効果的だらうと思います。しかしながら、なかなか話し合いをいたしましたが、名案が出てまいりません。そういうふうなこともございまし、名案があつても実行がしづらいといったようなこともございまして、現実の問題としましてやつていけるだけの市町村の財政というものは、やはりこの交付税の需要によりましてでは、私どもこの交付税の需要によりましてで

きる限り毎年改善をはかつていくという方法をとつておるのでございまして、いまお話のございましたような、たとえば学校にいたしましても、従来は学校を統合いたしますれば、すぐ普通交付税の算定から落ちるということをごぞいましたのを、今回は統合いたしまして学校数が減りましたのも、何年間かはそれを漸減するような措置をとつたままで、スクールバス等につきましては、特別交付税でこれをめんどう見るといったようなことで、いろいろ手を打つておるわけでございます。

○鈴木壽君 いま申しましたことをお答えいたしましたことは、いわば後進地域の過疎に関しての問題ですが、学校等の問題、あるいは、その他消防施設、清掃等環境整備の問題、過疎地帯にはまた過疎地帯として、過密地帯にはもう非常な大きなそういう問題での悩みがあるわけなんですね。特に最近、この東京周辺、大都市のほう、それから大都市以外の町村、とにかく周辺の町村からの声は、人口がたくさん集まつてきて学校の施設がもう追いつかなくなつて、新しいものを建てなければならぬ、学校を建てるには用地の取得をしなければならぬけれども、とてもじゃないが手が出ない。新しく学校を、ちゃんとした用地を獲得してやらなければならぬということなんだけれども、しかし、それができないままに、既存の学校の校地の一隅にプレハブでかりの校舎をつくつてやっているのだが、さて問題の用地はいつになるやらどうもわからぬと、こういうことで悲鳴に似た声を聞くわけなんですね。で、お話を聞いてみれば、これはまあ、たいへんなことだと思うんですねが、こうして過密対策、過疎対策、交付税の面でもいろいろ心配されておるんでありますけれども、しかし、これだけでも何ともかんともできな

いと思うんですがね。ところで、総合的にいまいろいろ手を打たなければならぬと思いませんが、そういうふうなことをやつておる、この点についてのそういうことをやつておられるのか、ひとつあつたらお聞かせ願いたいと思うんです。私申し上げるのは、交付税でこういうふうにやつてもらつても、交付税だけでもいけませんし、あるいは他のいろいろな補助金の問題があつたり、あるいは起債の問題があつたり、いろいろあると思うんですね。そういうものを全般的に踏まえながら、そういう市町村に対しても、どう財政のそれを保たせるようにやっていくかと、いうお考えなのか、何かそういうことについてお考えがあつたらお聞きしたい、こういうことです。

○政府委員(細郷道一君) 学校につきましては、関係省におきましても、いろいろと補助金の充実について検討をしておるよう聞いております。われわれいたしましては、基本的にやはり税源をどういうふうにして充実したらしいかということを考えなければならないと思いますが、現実の問題をいたしまして、非常に人口のふえていくような市町村の学校施設等につきましては、やはり交付税以外には、さしあたつて起債を十分起すことによりまして、その急速なる需要にこたえていくということであろうと考えております。なお、市町村当局におきましても、たとえば大きな団地ができるといったような場合には、あらかじめよく団地の建設事業者と相談をして、そうして、その団地内の公共施設については、ある程度の負担をしてもらうというようなことも、市町村当局自身が考えるべきことじやなかろうか、こう思つております。現在、御承知のように、住宅公園あるいは住宅金融公庫の融資を受けております大団地一千戸以上の団地といふようなことでござりますと、それぞれ関係者の間で協定をしたところによりまして、事業者が立てかえ施工をして、あとで関係市町村に年次計画によつて引き渡すというふうなことをいたしております。この点につきましては、私ども建設省と、その措置をもつと民間の建設事業者にも広げるべきではなかろうかということで、いまいろいろ折衝いたして

おります。なかなかむずかしい問題のようではあります。建設省も熱意を示してくれております。それから、そういったような措置が法律的にできないにもかかわらず、市町村では現実に市の取りきめと申しますが、市自体の方針として、入ってくる住宅建設業者に対しても、そういう条件を付すことによって、いろいろ公共施設の面で協力をするというような方針をとつておる市もあるように聞いております。いろいろな面で協力し、努力をしてまいらないと解決ができない問題ではなかろうか、こう思いますが、私どももいま申し上げたような線でいろいろ努力をしてまいりたい、こう思っております。

○鈴木壽君 いま、学校の問題ですね、たとえば起債の面等においてもいろいろ考えていかなければならぬ、こういうお話をございましたが、特に

そういう過密地帯の自治体に対するいわゆる過密対策としての性格を持った起債というものを四十

三年度の財政計画の中に予定しておりますか。

○政府委員(細郷道一君) 一般単独事業債の中

で、ちょっとといま数字は忘れましたが、数十億のもの——過密対策あるいはそういった特殊の事情にあるところの起債百億のものは用意をしており

ます。それからいまひとつは、先行用地取得債として百三十億ほど用意いたしております。

○鈴木壽君 用地先行取得のためのこれという

ですが、こういうものの中には小中学校の校舎、特に義務制関係が主体になると思いますが、そ

ういう校舎の建設のための用地取得といふようなも

のに対しても起債を許可するような、そういうワ

クがあるんですか、どうですか、その点は。

○政府委員(細郷道一君) 義務教育施設の起債の

中で、二十億政府資金による用地費起債というの

のを用意しております。しかし、なかなか現実に

は、それだけではとても足らないと思ひます

ので、ある程度執行の過程において起債のワクを彈

す。

○鈴木壽君 これは私これから申し上げるのは、あなたの方の領分ということではないですが、か

なりに起債というものが何かの形でやつてもらえる

としても、地価そのものがもうべらぼうに高くて手が出ない、こういうものもあるんですが、それで

も地方債でまかなうということではできないかもしませんが、それは結局「元利償還して

いかなければならぬのだから、その地価を見合

うための特別に多い負担というものはたえら

れないのだ、こういうことで、さつきも言ったよ

うに、建てるべき校舎も建てないで、どこかの学

校の校地の一部にプレハブでやつておるとかいう

ような例があるようではありますけれども、この学

校の地価の問題、校地としての必要な土地という

問題について、何か特別に地価をあなたの方の力で

安くせいという意味じゃないけれども、何とかこ

れは手を打たなければいけないとと思うんですが、

政務次官どうです、政策的な問題になつてくるわ

けなんですが。

○政府委員(細田吉藏君) 大都市周辺の人口急増

地帯に当面する義務教育の施設が非常に不足いた

しまして、特に土地の問題につきましては、補助

金の制度がありませんし、非常に苦心をしておら

れるところをたくさん私ども伺つておるわけで

ございます。こういう点につきましては、何とい

いましょうか、手が届かないような高額になつて

おるような地帯で、そういう人口があつてある

わけでございまして、やはりこの辺で、これは主

として文部省が直接当たらなければならぬと思ひ

ます。何らかの特別の措置をとらなければなら

ない事態にまで来ているのではなかろうか、かよ

うに考えておるのであります。われわれのほうで

起債を認めて云々と言いましても、おのずから限

界がある、場所によりましては、もうそういうと

ころに来ておる、かようて考へておるわけでござ

いまして、政府全体としてこの問題は取り組まな

ければならぬ、かようて思つておりますが、地価

対策自体につきましては、いろいろこれは建設省

が中心になつてやつておりますが、なかなかきめ

手がないということで、いろいろな案等も政府の

中で議論をいたしておりますございます。も

ちろん、これも確立しなければなりませんけれど

としても、地価そのものがもうべらぼうに高くて

手が出ない、こういうものもあるんですが、それで

も地方政府でまかなうということではできない

かもしませんが、それは結局「元利償還して

いかなければならぬのだから、その地価を見合

うための特別に多い負担というものはたえら

れないのだ、こういうことで、さつきも言ったよ

うに、建てるべき校舎も建てないで、どこかの学

校の校地の一部にプレハブでやつておるとかいう

ような例があるようではありますけれども、この学

校の地価の問題、校地としての必要な土地という

問題について、何か特別に地価をあなたの方の力で

安くせいという意味じゃないけれども、何とかこ

れは手を打たなければいけないとと思うんですが、

政務次官どうです、政策的な問題になつてくるわ

けなんですが。

○鈴木壽君 いま学校のことを中心にやつていま

すが、特にこういうことのために、過密地帯で学

校の新設あるいは増築あるいは用地の取得、こ

ういうことで、まあ地価問題はさることながら、い

まどうというわけにもいきませんでしようし、や

う、何と言つたらいいか、その町村自体の自然の

発展というよりは、どこか別の何か動きですね、

日本経済、産業全体の動き、こういうもののなかで、

たまたま集中的にそういうところにあらわれてく

る一つの現象ですわな、それをその町村だけにか

しまして、特に土地の問題につきましては、補助

金の制度がありませんし、非常に苦心をしておら

れるところをたくさん私ども伺つておるわけで

ございます。こういう点につきましては、何とい

いましょうか、手が届かないような高額になつて

おるような地帯で、そういう人口があつてある

わけでございまして、やはりこの辺で、これは主

として文部省が直接当たらなければならぬと思ひ

ます。何らかの特別の措置をとらなければなら

ない事態にまで来ているのではなかろうか、かよ

うに考えておるのであります。われわれのほうで

起債を認めて云々と言いましても、おのずから限

界がある、場所によりましては、もうそういうと

ころに来ておる、かようて考へておるわけでござ

いまして、政府全体としてこの問題は取り組まな

ければならぬ、かようて思つておりますが、地価

対策自体につきましては、いろいろこれは建設省

が中心になつてやつておりますが、なかなかきめ

手がないということで、いろいろのものかなり大きく取り上

げられて、いろいろな数字も入つて苦しい実

態が述べられておりますが、こういうものとど

も、いま地価全般の問題の解決を待つて云々とい

うわけにまいらないときに実は来ておる、かよう

うに私ども存じております。十分この点は政府も関

係の各省の間で討議をいたし、そうして実行いた

さなければならぬ、かようて考へておる次第でござ

ります。

○鈴木壽君 これは私これから申し上げるのは、

あなたの方の領分ということではないですが、か

なりに起債というものが何かの形でやつてもらえる

としても、地価そのものがもうべらぼうに高くて

手が出ない、こういうものもあるんですが、それで

も地方政府でまかなうということではできない

かもしませんが、それは結局「元利償還して

いかなければならぬのだから、その地価を見合

うための特別に多い負担というものはたえら

れないのだ、こういうことで、さつきも言ったよ

うに、建てるべき校舎も建てないで、どこかの学

校の校地の一部にプレハブでやつておるとかいう

ような例があるようではありますけれども、この学

校の地価の問題、校地としての必要な土地という

問題について、何か特別に地価をあなたの方の力で

安くせいという意味じゃないけれども、何とかこ

れは手を打たなければいけないとと思うんですが、

政務次官どうです、政策的な問題になつてくるわ

けなんですが。

○鈴木壽君 いま学校のことを中心にやつていま

すが、特にこういうことのために、過密地帯で学

校の新設あるいは増築あるいは用地の取得、こ

ういうことで、まあ地価問題はさることながら、い

まどうというわけにもいきませんでしようし、や

う、何と言つたらいいか、その町村自体の自然の

発展というよりは、どこか別の何か動きですね、

日本経済、産業全体の動き、こういうものの中で、

たまたま集中的にそういうところにあらわれてく

る一つの現象ですわな、それをその町村だけにか

しまして、特に土地の問題につきましては、補助

金の制度がありませんし、非常に苦心をしておら

れるところをたくさん私ども伺つておるわけで

ございます。こういう点につきましては、何とい

いましょうか、手が届かないような高額になつて

おるような地帯で、そういう人口があつてある

わけでございまして、やはりこの辺で、これは主

として文部省が直接当たらなければならぬと思ひ

ます。何らかの特別の措置をとらなければなら

ない事態にまで来ているのではなかろうか、かよ

うに考えておるのであります。われわれのほうで

起債を認めて云々と言いましても、おのずから限

界がある、場所によりましては、もうそういうと

ころに来ておる、かようて考へておるわけでござ

いまして、政府全体としてこの問題は取り組まな

ければならぬ、かようて思つておりますが、地価

対策自体につきましては、いろいろこれは建設省

が中心になつてやつておりますが、なかなかきめ

手がないということで、いろいろのものかなり大き

く上げられておるのです。東京圏七

十四市町村が合同で近く国会に陳情、学校建築に

多摩町ですか、こういうのもかなり大きくなつて上

げられて、いろいろな数字も入つて苦しい実

態が述べられておりますが、こういうものとど

も、いま地価全般の問題の解決を待つて云々とい

うわけにまいらないときに実は来ておる、かよう

うに私ども存じております。十分この点は政府も関

係の各省の間で討議をいたし、そうして実行いた

さなければならぬ、かようて考へておる次第でござ

ります。

○鈴木壽君 いまの学校建築等の問題について、

各省と話し合いたい、かようて存じておる次第

でござります。

○鈴木壽君 いま私、例に引いた新聞の記事、こういうものに

こたえたかつこうかどうかわかりませんが、文部

省がこれから調査をやつて、長期の整備計画を立

てゐるんだと、来月からその実態調査なんだと、これがから、が、これではちょっと手ぬいと思うんですよ。もう一つは、基本的に一体、地方財政のあり方、したがつて、税制がどうあるべきであるかといふような問題にもう取つ組んでおったんでは、これは簡単に結論の出る問題でもなし、私は少し、それよりもいまのこういう実態に対しているんなな望がありますが、それを政府としてどういうふうに受け取め、どう自分たちのものとして対策を立てていくかという、まずひとつ、とりあえず当面のこういう問題についてやつてもらいたいと思うんですが、政務次官、あなたの各省との間の話しあいというものは、その中にひとつ——もちろん長期的な立場に立つて、町村財政あるいは地方税というものをどうするか、その他のいろいろな財源をどうするか、これは基本的な問題として当然やらなければいけませんが、それだけでは、いましりに火がついたような、こういつた状態の救済にもなりませんし、対策にもなりませんわな。拙速を言つては悪いけれども、当面のまず、この事態をどう処理するか、これをひとつ考えてもらうためのいろいろな御検討をお願いしたい、こういう私の気持ちなんでございますが、いかがでござりますか。

いろいろあるわけでござりますから、そういうもう一つのに対しまして、政府としての態度をきめるというふうなふうに持つてまいりたいと、かように存する次第でございます。

○鈴木禪君 文部省あたりはいろいろ考えておるにしても、金の出どころは別なものだから、もつともだとは言ひながらも、自分のところで出す命令があるわけでもなし、これは大蔵省とか、あちらちね——というようなことで、これはなかなか関係している重大な省であるにもかかわらず、どうも見ておると、積極的でないのですけれどもね。これから長期整備計画をつくりますから、どう言つたって——これは文部省の人来てもらつて、言うべきことかもしませんが、そういうことでですから、やはり地方自治体のことだ、地方財政のことだということで、ひとつ自治省が中心になつてね、次官、いろいろ話をし、検討をし、やつてもらいたいと、私はこう思いますのですがね。まあ改めてひとついかがでございましょう。

○政府委員(細田吉義君) 自治省が中心になりますして、この問題の推進をはかりたいと存じます。

○鈴木禪君 関連してひとつ財政局長にお尋ねをお願いしたいのですが、これも新聞記事だけで、私はそれだけをもとにしてやるのですから、前提はそういうことです。このことを御了解いただきたいと思いますが、学校建築などで、地方自治体では債務負担行為が非常に大きくなっているから自重を呼びかけてるという記事が、日本経済新聞のせんだつての四月の八日の紙面に載つております。これは地方団体でも、いわゆる債務負担行為あるいは予算外義務負担とかなんとかいうかつこうでやつたり、いろいろやれるのですし、やつているのですが、最近、この記事によれば、学校建築などで目立つてこれがふえてきた、健全な財政運営が心配されることから、自治省では近く自重を呼びかけられるのだと、こういうことなんですが、いわゆる過密地帯における校舎建築あるいは用地の取得、そういうことからいって、起債のワクも不十分だし、簡単に資金の調達ができるないということで、

こういう形で仕事を進めてきた結果がこういうふうになってきており、それに対する、自治省としてはうつておけないぞということだろうと思うのですが、この点についてどうでしょうか。こういふような事実なり、あるいは、それに対する自治省の態度としての、自肅の呼びかけなんものについて、何かこれがあつたのでございましょうか。

○政府委員(細郷道一君) 実は私もその新聞を見ましてびっくりしまして、関係の課に聞いてみたのですが、実は何もないのですとございます。したがいまして、それに對して自治省が何か措置をするとか、あるいは通達を出すとかというようなことは具体的に考へてはおりません。ただ、一般論としてまして、最近、債務負担行為がわりにふえてまいりました。これもいろいろ実情を聞いてみますと、財源がなかつたり、起債が十分でなかつたために、無理して債務負担行為で切り抜けたといったようなものもあるうと思います。また、債務負担行為は非常に便利なものでございますから、やや乱用しているのではないかと思われるものもあるわけでございますので、私のほうも債務負担行為のやはり本来の扱い方というものについては、何らかの機会には注意を喚起したい、こう思っております。確かに地方債のワクを拡大するなり、あるいは、まあ、いまワク外でも相当出しておるわけでございますから、そういうものによって相当程度処理できるのがあるのではないかという気もいたします。したがいまして、特にそれについて、その資料にありましたような措置をとうようなことを考へているわけございませんけれども、一般論としては、注意を喚起したほうがいいかなという氣持ちは持っております。

○鈴木壽君 まあ、これひとつあれですね、もし、何といいますか、ルーズなやり方があるとすれば、もちろん、これはそれをそのままほうておくこというわけにはいかないと思いますし、便利なもののが、それをやつたために、かえつてあとで今度はとんでもない目にあう、こういうことにもなりかねません。

ねない問題ですから、あくまでもこれはルーズなものは、ものに対する注意を喚起したり何かをしなければいけませんが、と言つて、これの一つの指導といいますか、対策としてやっぱり考えられますことは、いまお話をありましたように、まあ起債等で、地方債を見てやれるもの、また、見てやらなければならぬもの、こういうものについて、やっぱり自治省としても、もっと積極的に目をかけてやつていただかなないと、いま持つていったつてしようがないしというので、こういうかつこうで処理していくてしまう、これは単に学校だけの問題じゃないと思いますけれどもね。そういうことになると思うので、まあ、よくあれですね、国会で債務負担行為の問題で、いろいろ予算との関係あるいは財政支出の問題、いろいろと問題になれるけれども、そういう大きな問題は起こさないにしても、やはりこれに対する対策というものは考えておかなければいけないのではないかと思うのです。たまたま、せんだって、こういう記事を見たんですから、はてな、これはどうなのかと見えたふうに思つていまお聞きしたのですが、いまのところは、別にどうした指示をするとか通達をするとかいうようなことではないわけですね。将来気をつけて見ていただきたいと、こういうことでございますね。

持つてきてこれだけではできないので、もつと全般的に対策を立てる必要がある。こう思いましたが、ひとつ自治省が中心になって関係の文部省なり建設省もあるでしょうし、屎尿処理施設なんとういうと、厚生省関係にもなるでしょうが、そういう関係各省と十分な連絡をとり、話し合いをしながら、ひとつ自治省の責任でそういうものの対策を早急にまず立てるよう努力してもらいたい、こういう要望をしておったところでございましたが、大臣いかがでございましょう。

○國務大臣(赤澤正道君) 自治省としては、もちろん、現に地方公共団体の内部で起こっているいろいろな過密過疎などによって生ずる新しい事態等につきましては、よく調査もしておるわけでございまして、もつと前向きで根本的な解決をはからなければならぬとは考えますが、なかなかこれは自治省だけでやれぬ問題が多い。やはり都市計画だとか、あるいは土地利用計画などが先行しておりますと、こういうことも起ってまいりますまいけれども、いずれも行政が後手後手と踏んでいくことになってることは、たいへん遺憾だと思っております。ただいま御指摘の学校用地のことですけれども、まあ、わずか二十億円のワクを引き当てておりますけれども、とてもそういうことで足るうはずはありませんので、そのつど、地方團体の御要求がもつともと思う個所については、交付公債だとか、あるいはワク外債などを許可することによって、まあどうにかびらう策はとておりますけれども、こういうことではなかなか根本的な解決はむずかしいと思う。ただ、人口移動の速度というものがあまりにも早過ぎて、諸事追つていけぬといふのが実情じゃないかと思う。御不便はかけておりますけれども、あまり都市の再開発が調子よく行き過ぎると、いよいよもつて過密がさらに過密を加速的に増していくということになる。しかしながら、そうちと言ひて、実情がそういう形態であるのをほうつてもおけませんので、われわれといたしましても苦慮しながら、前向ぎに各省に率先してこういった

問題を解決するという努力はいたさなければならぬとも考えておりますし、また、いたしつつあります次第でござります。

○鈴木壽君 ですから、端的にお願ひといいますか、御要望を申し上げて御努力願いたいというの

は、自治省を中心になって、単に学校の問題だけではなく、その他いろいろありますから、そういう問題の関係のある省と一緒にになって、一体どうするかと、もちろん、それぞれの分野で所管のところで手を打たなければならないところもあります。しかし、そういうものはそういうものとして、とにかく政府全体としての対策ということをまず当面しなければならぬというものがいろいろあると思うのですよね。いつまでもこれは場所がないからと言つてプレハブの校舎に子供を入れておくわけにいかぬでしょう。もうそろそろ冬なんか近くなってくると、これはたいへんな問題になつてくる。まことに粗末なものでしのいでいるところがあるそうですね。だから、そういう問題もありますから、できるだけ早くそういうことに対する対策というものをとつて、できるだけの援助を市町村に対して与える、こういうことが国の責任においてやらるべきであると思いつから、それをおいてやらるべきであると思いつから、それを自治省が中心になつて、ひとつ早急にできるような手立てを考えてやつていただきたいと、こういうことなんですね。

○國務大臣(赤澤正道君) さらに一そうの努力をいたします。

○委員長(津島文治君) ちょっと速記とめて。
〔午後四時三十二分速記中止〕

○委員長(津島文治君) 速記を起こして。
両案件に対する本日の審査はこの程度にいたします。

次回は参議院公報をもってお知らせいたします。本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十一分散会

昭和四十三年五月八日印刷

昭和四十三年五月九日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局